

15.9.14

業鑛炭石

報會助互

筑豊鑛山學校

號八第・卷五第

行發日八十二月八年五十和昭

昭和十五年八月二十四日印刷
昭和十五年八月二十八日發行

卷頭言(石炭政策今後の課題)	鳴濤生 (一)
北支炭田調査より歸りて	加茂泰吉 (二)
日本石炭會社の業務開始迫る	(三)
暴利行爲等取締規則改正に就いて	(四)
福岡地方鑛業報國聯合會行事	(五)
樺太炭田開發活潑化	(六)
北支炭田開發活潑化	(七)
安全週間實施要項	(八)
石炭輸送機關船隻對する重油配給に關する通牒	(九)
北支炭田視察團歸國	(一〇)
石炭船運賃	(一一)
三日に廻り實施	(一二)
米穀集荷配給新機構	(一三)
小麥粉を主とする代用食	(一四)
北支那視察より得た支那人觀と之に基ける對策	(一五)
陸軍配給調整配給規則	荒牧健造 (一六)
石炭配給統制令	(一七)
小麥配給統制規則	(一八)
石炭坑爆發試驗所研究規則	(一九)
石炭坑爆發試驗所手數料及使用料令	(二〇)
臨時米穀配給統制規則米穀統制法	(二一)
日發手持炭八十萬噸(其他)	報 (二二)
本會記	(二三)
石炭鑛業權(試掘採掘異動設定)鑛區異動	福井生 (二四)
炭界誌	(二五)
本會炭礦異動	(二六)

八月號

行發會助互業鑛炭石

版出時同著名二の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月八

次目要主

- 第一章 労働立法の必要と鑛夫保護法の沿革
- 第二章 鑛夫の貯金及積立金の管理
- 第三章 鑛夫の賃金及積立金の管理
- 第四章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第五章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第六章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第七章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第八章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第九章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十一章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十二章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十三章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十四章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十五章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十六章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十七章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十八章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第十九章 鑛夫の労働時間及休息時間
- 第二十章 鑛夫の労働時間及休息時間

總クローリス・金文字・函入

鑛 夫 雇 賃 規 則 義 解

錢十五圓二價定
錢五十料送

福岡鑛山監督局 立山 方著

發行所

福岡市警固本通一丁目三

日本鑛業新聞社

電話西三八〇七番
振發福岡五七三二番

内容―書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法の指針とすべく、鑛山の實情に即して明快、懇切なる解説を試み、實務家の手ひききとして遺憾なからしむ。乞ふ！關係各位の必携、必讀を！

次目要主

- 第一章 鑛夫の賃金
- 第二章 鑛夫の性質
- 第三章 鑛夫の主体及客体
- 第四章 鑛夫の原因
- 第五章 鑛夫の種類
- 第六章 鑛夫の種別
- 第七章 鑛夫の種別
- 第八章 鑛夫の種別
- 第九章 鑛夫の種別
- 第十章 鑛夫の種別
- 第十一章 鑛夫の種別
- 第十二章 鑛夫の種別
- 第十三章 鑛夫の種別
- 第十四章 鑛夫の種別
- 第十五章 鑛夫の種別
- 第十六章 鑛夫の種別
- 第十七章 鑛夫の種別
- 第十八章 鑛夫の種別
- 第十九章 鑛夫の種別
- 第二十章 鑛夫の種別

總クローリス・金文字・函入

鑛 夫 雇 賃 規 則 義 解

錢十五圓二價定
錢五十料送

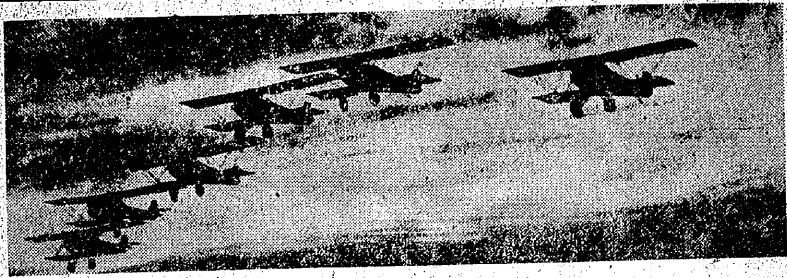
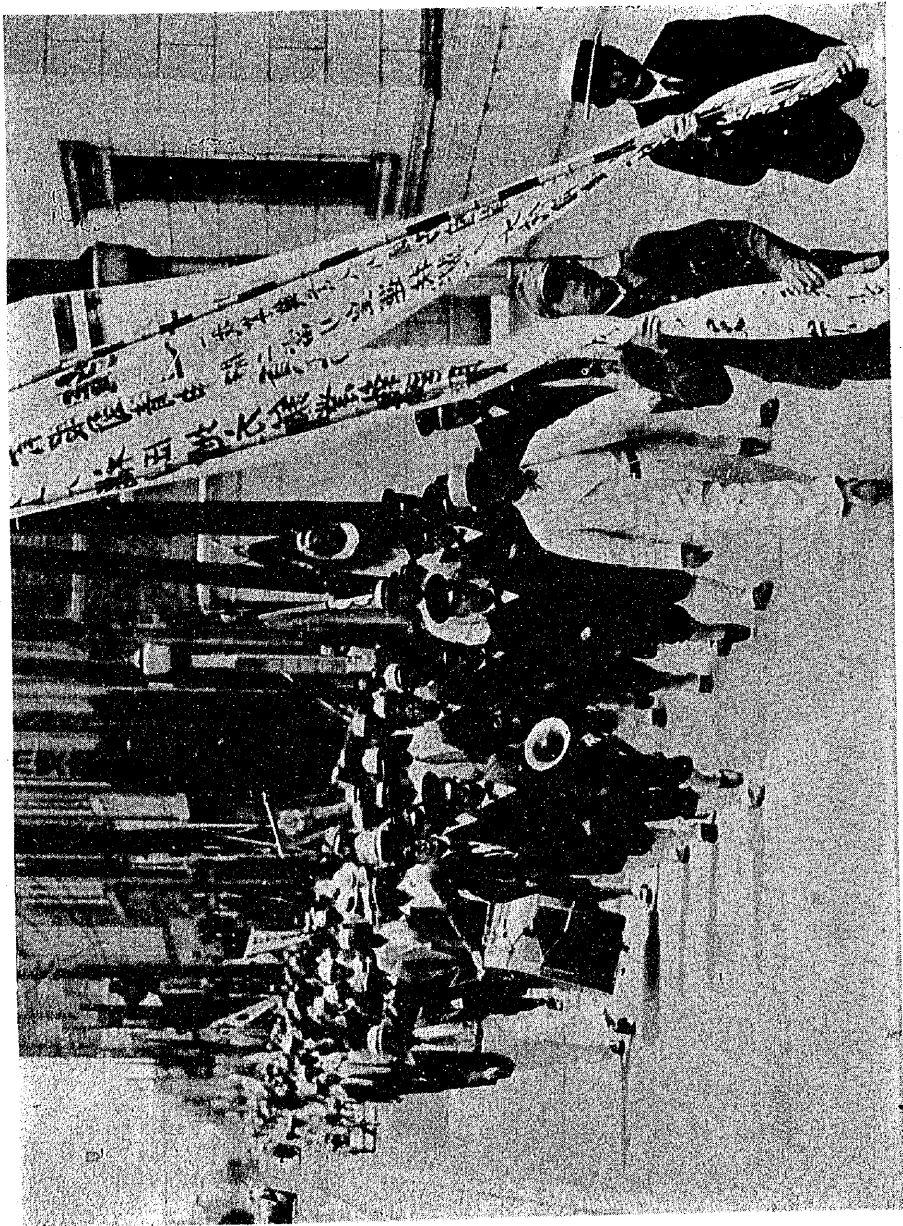
福岡鑛山監督局 立山 方著



北支炭田視察團一行
松永繁松 荒牧健造 加茂泰吉
正野輝美 野久保



章邸炭田ニ於ル力捲場



—◁ 言 頭 卷 ▷—

石炭政策今後の課題

我國石炭政策は、石炭配給統制法の實施により、配給部門に於ては、愈々比較的完璧なる体制を整へ、國家の全体的意志に基き、價格嚴守の強行と、計畫的配給が行はるゝこととなり、新しき出發、劃期的飛躍がなされんとしてゐる。

併し乍ら、該統制法案は言ふまでもなく、單に配給部門の統制に止り、石炭に關する全面的統制ではない。夫は未だ半面の統制であり、車の片輪を取換へたに過ぎない。

隨つて、殘された次の課題は生産部門に於ける統制の實施による、石炭政策の完璧なる遂行であらう。石炭生産面に於ては資本、礦區、勞力、技術、資材等に於て、應急的又は不急的に各種の對處すべき重要問題が幾重にも堆積してゐる。併しながら、政府は之に對し爾前の明察を缺き、業者の要望に依り始めて爾後對策を講じ、法案を作成するの態あり生産面の活潑なる擴充、進展を阻害する傾きがあらはれないか。

現在、石炭生産力擴充、増産に於ては、重要礦物増産法、石炭増産奨励法等があるが、前者は礦産業一般に關する抽象的存在であり、現在のところ、唯單に之の發動のみでは應急的の石炭増産は不可能と見てよい。後者は寧ろ、石炭配給統制法案成立に當り其の代價として業者に與へられたるが如き消極的政策は疑問視せざるを得ない。

要するに現在の我國石炭政策は石炭配給統制法による日本石炭株式會社の成立により、第一歩を踏み出したに過ぎず未完成である。石炭の重要性は國家の高度の目的達成には今後我々の想像以上に増大するであらう。之に照應して石炭國策も、更に一層徹底した検討と樹立を必要とする。

配給の統制より生産の統制へ一而して生産力の合理的、科學的、計畫的擴充促進は今後に残された官民兩者に對する重大課題であらう。(鳴鶴)

北支炭田調査より歸りて

石炭鑛業互助會理事 加 茂 泰 吉
石炭對策委員 荒 牧 健 造
石炭對策委員 久 野 保

我々は今回互助會の援助の下に北支炭田開發を計畫し、去る七月七日故國を出發以來三十八日間に亘り、現地特務機關との緊密なる聯絡の下に各地炭田の視察を行ひ八月十三日歸國した。

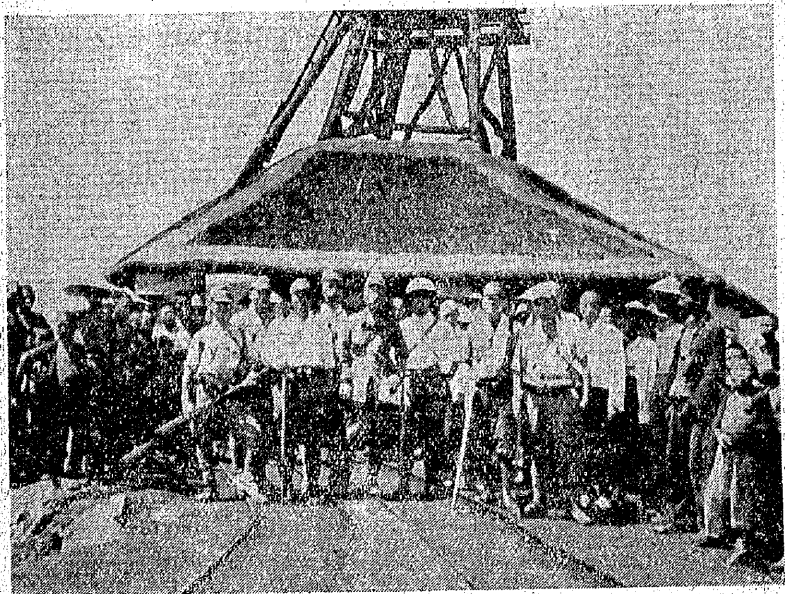
そも、我國の石炭が遠からず掘盡されると言はれたのは随分以前の話であつたが、掘盡されるところか毎年々々増産の過程を辿つて來た、しかし需要も逐年増加し現在の豫想では生産よりも需要の方がオーバーするものと見られる。内地の石炭が無くなるとは一寸考へられないが、内地炭のみを以て果して將來の需要を賄ふ事が出来るかとなると不安なきを得ないのである。

こゝに於て内地の同業者の中には大陸の宏大な炭量に眼をつけ多少の資本を投資した者もあるが、運搬の不便やその他種々の事情の爲、所期の目的が擧がらぬのは誠に遺憾とするところである。しかし遅かれ早かれ大陸の石炭は帝國に於て開發しなければならぬ運命にある、然りとすれば我々互助會が先鞭をつけておくのは甚だ有意義である。否寧ろこの炭田開發こそ地理的に言つても一番大陸に近い九州の、しかも熱と意氣を生命とする筑豊に生れた互助會に打つてつけの仕事

ではあるまいか、百三十五度の酷暑を犯して、廣漠たる山野を駈け廻る事三十有餘日その間得たる收穫は頗る大なるものがあつた。豫期せざる困難が横たはつてゐた代りには、又豫期せざる寶庫も發見した。我々この寶庫の開かれたる際の状況を想起した時實に血湧き肉躍る氣持を押へ切れなかつたのである。如何なる犠牲を拂つてもこの寶庫を開き燃料報國の誠を致すべき事を決心した次第であつた。

いづれ詳細なる現地報告は稿を改めて發表する事とし、左には極大略的の事を述べて見たいと思ふのである。

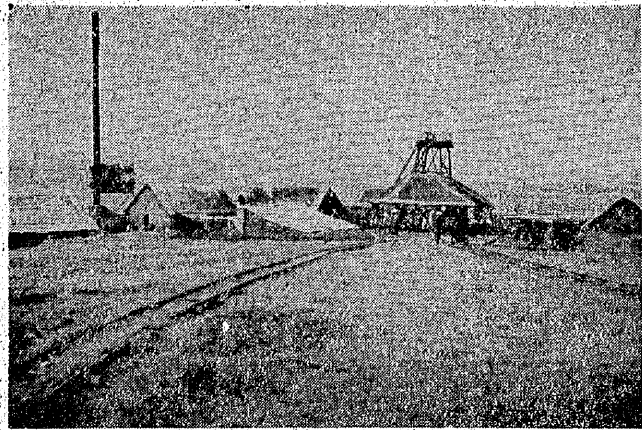
北支那の炭田と言へば内地の



西章邱炭田大興炭礦ニ於ル一行

ものは先づ炭量豊富で全山皆是れ石炭と稱せらる。山西省の大同炭坑を想像するであらう。然しながら我々は斯かる運輸に不便なる地方の即ち市場性の少い地方の炭田を調査するよりは内地との交通運搬の便利なる所を選ぶべしとして今回の調査目標を立てたのである。即ち北京附近では門頭溝（北京市外五里）蛇里溝（北京より十里）方面に點在する各炭坑又南下しては徐州地方に於る炭田、更に濟南方面にては淄川博山の各炭坑を見學研究

したのである、そして最後に我々の来りて開發するであらう、炭田を凡ゆる角度より充分に調査検討を遂げて歸つた。
此の炭田の位置は北支山東省章邱縣膠濟線(濟南青島間)明水驛(濟南より十六里)の南部一帯の地域で俗に章邱炭田として知られてゐる地方である。炭層は採掘可能のものが七、八層あつて一米から三米位の厚さがあり我々が取敢へず興亞院に依頼して歸つて來た鑛區坪數は約二億三千五百萬坪、カロリー六千乃至七千五百、半無煙炭有煙炭の二種、我々の調査



部 一 ノ 田 炭 邱 章

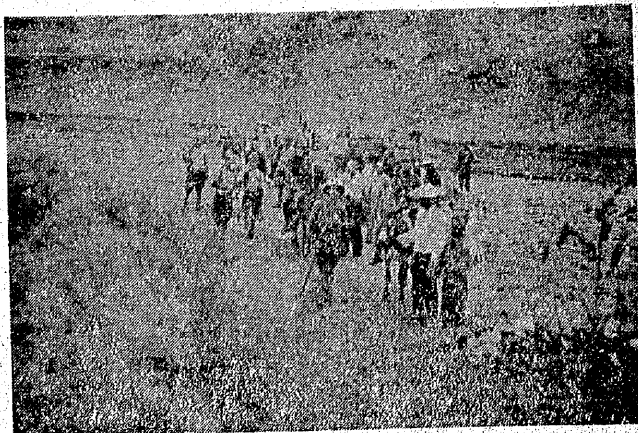
に依れば淄川博山との同一の炭脈である。

實は現地報告を行ふ前、北京興亞院華北連絡部に對し何か參考書類はないかと訊ねた處別に章邱炭田に就ては文獻は無いとの事で我々も其の心組で充分調査を爲し北京に歸つて興亞院に報告したところ參考迄にと言つて九大教授工學博士渡邊久吉氏が大正九年から十二年にかけての章邱縣一帯の精密なる調査を我々に提供せられたが我々の調査と完全に一致して居つた事は近來の快事であつた、渡邊博士にも紹介状を貰つて歸つて來たのであるが同博士は我々が歸國した日に北海道炭田調査中急死せられた由で實に残念であつた。章邱炭田に在る炭坑は總て堅坑で採炭法全く舊式である少し大きいものになると蒸汽機關を使用してゐる所もある。それも掘るだけが機械で排水は牛皮を使ふ處が多い。炭田内に爪瀉河と言ふ常時は水の流れていない河がある、七月八月の雨期になると水が流れたす、排水設備が貧弱だから大部分の炭坑は雨期は休坑の止む無きに至るを以て雨期が過ぎれば坑内に充満した水を牛皮や蒸汽ポンプで排水して採炭に取りかゝる

のである、爲に此の邊の炭坑では一ヶ年を通じて六ヶ月も稼行するのは珍しい方で殆んど三ヶ月位の處が多く別に鑛山監督局と言つたようなものも無いので河の真中に坑口を幾つも開けてゐる状態である。炭田は二疊紀石炭紀層、黄土に蔽はれてゐる爲堅坑で掘るのが最も近道である、深いところで九十米浅い所では三十米で着炭し、簡単な堅坑で一日百五十噸出してゐる所もある。坑夫は近村の農夫が通勤である。何しろ山東苦力(人夫)の本場だから勞力不足の心配は無用である。納屋は一軒も無い、もつとも之れは淄川博山其他の北支炭坑は何處でも同様である。

一口に言へば章邱炭田は筑豊炭田と匹敵する豊富な炭田で今回の調査でも埋藏量は二億噸以上もあり、精密に調査するならば恐らく五億噸位ありはせぬかと思ふのである。我々互助會員はその尊い經驗と勝れたる技術とを以て北支の新天地を開發せねばならない運命にあると信ずる、然るに我々の北支進出に對して或る北支の強力なる財閥會社が故意に妨害しようとした事は國家的見地より見ても甚だ遺憾であると言はねばならぬ。しかし軍當局、特務機關、興亞院首脳部が我が互助會の意氣と熱を以て北支開發に當らしむべしとの意見に一致してゐるのは心強き次第である。特に軍部では作戰の許す限り絶大の支援を惜しまない事を表意されたが我々互助會は一日も早く資源開發に着手しなければならぬので近々再度の渡支を各方面に約束して歸つて來た。

以上極めて大略を述べたに過ぎないが要するに我々の今回の調査が徒爾に終らざらん事を希望して止まぬ。



(近附鎮祖文) 河渡テレサ衛護=軍皇

日本石炭會社の業務開始迫る

日本石炭では十月一日愈々本格的に業務開始をする事になつてゐるが金融問題、買取價格問題、參與問題等に關し未だ決定に至らず各紙の報導を綜合すれば左の如くである。

金融問題

日炭が愈々本格的に業務を開始した際、最も問題となるのは、日炭が各生産業者—即ち炭礦業者から一手に買上げた石炭を如何に流して行くかと云ふことであるが、これに就いては、原則的に従來の配給機構をその儘活用する意味に於て、大体従來通りの経路を以て流されることになつてゐるが、例外的に中小炭礦業者から買上げたものに對しては、或ひは必ずしも従來の流れを踏襲しないことある

べし、との一項が設けられてゐるため、これが中小炭礦と従來特殊な關係を持ち來つてゐた販賣業者に尠からず危惧の念を興へ、それ等販賣業者が、石炭確保のため中小炭礦に對して投資並に融資してゐた資金の回收を開始した結果、既報の如く一部中小炭礦者の中には早くも資金難に悩み、出炭低下を見てゐるものや、甚しきは休坑の止むなきに立ち到つてゐるものすらあり、増産國策に背馳する現象を呈し、これが解決は當面の重大問題として、關係方面から異常な關心が拂はれてゐたが日炭でも本問題の解決は、業務

開始早々先づ手を着けねばならぬ是重要案件なりとし、愈々中小炭礦の金融緩和を目的に金融部を設置し、中小炭礦の資金難解消に乗出すこととなつた。

而して中小炭礦の金融に就いては、藤原前相も議會に於て屢々積極的に資金の融資を圖る旨を言明し、燃料當局としても同様方針を有してゐるが、問題は金融部長に如何なる人物を据へるかにあり、現在の日炭の上層部の顔觸れを見る時、何れも昭和石炭並に三井系の所謂大手筋の人物に依つて固められてをり何れかと云へば中小炭礦の實情には必らずしも精通してゐるとは云ひ難く、従つて金融部長には、特に中小炭礦の實情に精通せる人物であつて、相當思ひ切つた金融を行はしめない限り、折角の中小炭礦救ひの金融部も或ひは名目のみのお題目に終る懸念が多分にあるため、關係筋ではこれが人選に當つては、中小炭礦を統制し得る實力を有し且つ大手筋との調和も圖り得る人物を望んでゐる、なほ右日炭の金融部設置に關して、中小炭礦と特殊關係にある大阪の某問屋業者は次の如く語つた。

日炭の中小炭礦買上炭に對する配給経路の問題で、これ

まで中小炭礦に投資並に融資してゐた問屋業者が、將來の石炭配給に不安を感じ、相次いで資金の回收を開始し乃至は新たな融資を控へてゐることは事實で、これが中小炭礦の死活に相當大きな打撃を及ぼしてゐることも決して僅少ではない、従つて今度日炭に金融部が出来て中小炭礦の資金難を救ふといふことは、當然日炭がやらねばならぬ重要な仕事の一つで、要はその活用の如何にある、如何に極彩色のものであつてもそれが畫餅であつては何んにもならない。第一中小炭礦と一口に云ふが幾百幾千とあるそれ等の炭礦は皆それ／＼性質を異にしてゐる、此處に炭礦業の特異性があるわけでその複雑多岐に亘つたものを、どう云ふ目安の下に取扱ふのか、それ等の炭礦からの一手買上げも問題だが、これは更に一層問題だと思ふ、勿論その主旨自体は非常に結構なことだが下手をすると飛んでもないことになる、やる以上は日炭も相當肚を決めて取掛るわけであらうが、よく／＼實情と睨み合せてやつて貰いたいものである、よくある官民會社のやうに、下手に融資を頼みに行くと、無闇に手數

ばかり掛つて、學句の果申譯ほどの金を貸して貰つたのでは何んにもならないこの邊くれぐれも實情に則してやつて貰ひたいものである。

又中小炭礦業者と販賣業者との金融關係は日本石炭會社の設立により著しく阻害されるので日本石炭會社はこれ等中小炭礦の金融緩和を圖るため金融部を設け初代金融部長には大東經理部長兼任となつてゐるが可及的速かに専任金融部長設置が要望されてゐる。

中小炭礦の金融については藤原前商相は議會に於いて屢々積極的に資金の融通を圖る旨を言明し燃料當局として同様方針を有し、依て金融部長には中小炭礦の實情に精通せる人物を据え相當思ひ切つた金融を行はしめる意向であるが尙此金融部長には中小炭礦との接觸が多いのであるから中小炭礦を統制し得る實力があり且つ大手との調和を圖り得る人物の就任を望んでゐる。然しこれに對して昭和石炭並に三井系の人物を以つて固められてゐる日本石炭が斯かる人物の就任を許容するか否か頗る注目に値する。

買取價格問題

燃料局では日本石炭會社の買収並に販賣價格に關する諮問機關として官民より成る委員會を設置すべく準備を進めてゐるが、いよ／＼八月中に之れを設置し直ちに燃料局の買取基準原案を諮問し八月末日までに買取價格を決定することになつた、即ち燃料局では目下同委員會機構並に構成について研究を進める一方買取價格決定基準について検討をなし大體成案を得るに至つた。

而してこれが内容は理想としては生産費プラス適正利潤及び炭質によつて買上價格を決定すべきであるとしてゐるが、實際問題としては生産費の算定は不可能に近いので目下各炭礦から徵集してゐる生産費調査資料は單に參考資料に供するのみとし、現在の昭和石炭標準價格、互助會其他中小炭礦統制團體の自肅値段を認め、これ等の値幅は認めて買上價格のことになつてゐる。

然しながら互助會内に於いても日産化學の如き優良炭礦があり、昭和石炭内に於ても磐城、東邦入山採炭等の如く他

の會社に比し著しく生産費の高いものもあるものでこの高低を充分參酌して買上げる爲め大體の目安生産費別に數段の段階による買取基準を設け各統制團體の價格に拘はらず著しき生産費の高低あるもの、石炭はこの基準によつて買上げることになつてゐる、右兩建により各炭種別買上價格が決定すればこれに買取補償金を加算し、石炭配給統制法に基き各炭礦別に買上價格を指定することになつてゐる、然しながら各炭礦別の買上價格指定の内譯は公表せぬことになつてゐる。

買取價格は八月末日までには決定しこれに基いて十月一日までの二ヶ月間に日本石炭會社はこの買取價格によりブル平準化しカロリー灰分による販賣價格を決定することになつてゐるが、右買取價格の決定に際しては相當の紛糾混亂は免れぬ模様である、即ち各炭礦とも現在販賣價格以下の販賣は斷然拒否の態度を持ち、逆に最近の生産費高を理由に或る程度の値上すら要望して居り殊に中小炭礦方面に此要望は熾烈を極めてゐる、しかも燃料局は一般的買取基準の大綱を發表するに止め各炭礦の買取指定價格の構成内

譯は公表せぬ方針であるから各炭礦とも自社の指定價格はどの基準に基き且つ買取補償金が幾何加算されてゐるかを知らしめざる爲め假令現在炭價よりも極く少額の値下りとなつてゐた場合に於てもその價格變更を要求することは明かか、又實際問題として數百の炭礦、數千の銘柄の石炭に公平な買取價格を決定することは不可能に近く、さきの原料炭配給統制規則及び石炭販賣取締規則實施による混亂よりもより深刻なる混亂を惹起することが懸念されてゐる。

尙商工省では日本石炭會社が十月一日には開業するので遅くとも八月末日までには買取價格を決定すべくこれが諮問機關たる買取委員會を八月末日までに設置することとし目下委員會組織並に委員詮衡中であるが同委員長には日本經濟聯盟會長郷誠之助男の就任が殆ど確定的である、なほ委員には各關係官廳官吏並に石炭業者代表及消費者代表約三十名に達する見込みである。

參與問題

開業餘すところ二ヶ月未滿となつて日本石炭會社では社員

總動員で開業準備を進めてゐるもの、互助會其他中小炭礦との連絡協議が圓滑を缺き生産、配給計畫樹立に著しき支障を齎しつゝあり之が支障は運賃諸掛りをプールして加算するに非ざれば價格の統制は不完全極まる結果に陥るわけである。

然しながら二千種に上る石炭について市場ブロック別に運賃、諸掛をプールすることは今後一ヶ月半程度の時日では到底思ひも及ばぬことであるから結局日本石炭は十月一日に開業するが運賃諸掛りプールは延期の外あるまゝいと見られてゐる。

日本石炭會社はその主要業務に對し株主の意向を反映せしむる爲め株主を以つて參與會を結成することになつてゐるがこれが設置時期は今直ちにこれを置き主要統制事項について諮問することは問題を複雑化すると共に業務開始を間近に控へ開業準備完成を遅らせるものなりとし九月頃に延期せんとの方針を有してゐる、之に對し燃料局では元來參與會の設置は重要事項諮問機關として設置するのであるから開業前可及的速かに設置しこれを活用すべきであるとの

意見を有し今後日本石炭が徒らに參與會設置を遅らせることとあれば參與會の使命を喪失せしむるものとし近く可及的速かにこれが設置を懇願することになつてゐる。

日石買入、販賣價格問題

日本石炭會社の業務規程は大體成案を得て目下燃料局において字句の修正を行ひつゝあるが、買入及び販賣價格に關する要綱は左の如くである。

買入 一、日本石炭會社は内地炭にして坑所または鐵道沿線において販賣するものは坑所貨車積とし積出港を經由して販賣する石炭は積出港着を以て買入れ、輸移入炭は消費都市沖着値段を以て買入れを行ふ

一、買入れた石炭は炭質及び品質にもとづき種類別に格付して販賣する

一、石炭の買入れに關する價格として買入基準價格、買入原價、買入價格及び精算買入價格を決定するが、買入基準價格の建値場所は左の如くである。

(一)内地炭(イ)九州、山口、北海道については海岸炭礦よ

り産出する石炭は積出港着とし其他の石炭は積出港貨車又は車輛乗とす(ロ)常磐炭その他前項以外の石炭は坑所貨車乗

(二)輸移入炭市場沖積とす

一、買入價格は内地炭にして買入補償金の交付を受ける石炭は買入原價に買入補償金額を加算した價格とし、その他の内地炭は買入原價とし輸移入炭は買入基準價格とす

一、精算買入價格は内地炭については買入價格に日石が石炭を買入れたる者またはその者が會社の承認を受けて指定したるものと日石との協定に係る坑所貨車乗着は積出港貨車又は車輛又は積出港着より販賣荷渡に至るまでに要する輸送費諸掛及諸經費を加算したる價格とし、輸移入炭は買入價格に輸移入業者と日石との協定に係る市場沖着より販賣荷渡に至るまでに要する輸送費諸掛及び諸經費を加算したる價格とす

販賣 一、石炭の販賣に關する價格として販賣基準價格

販賣價格、販賣建値價格及び精算販賣價格を決定する

一、販賣基準價格は一定の石炭根準規格の種類別等級別に

内地炭の買入基準價格及買入豫定數量によりプール平準化の方法を以て算出した價格とす

一、販賣基準價格の建値場所は買入基準價格の建値場所とす

一、販賣價格は内地炭にして坑所又は鐵道沿線にて販賣せる石炭は坑所積出驛より買入基準價格の建値場所に至るまでの輸送費を別に定むる方法によりプール平準化したる額を販賣基準價格より控除したる額に別に定むる内地炭プール平準割當金輸移入炭プール平準割當金並に手数料を加算したる價格、其他の内地炭に就ては販賣基準價格に別に定むる内地炭プール平準割當金輸移入炭プール平準割當金並に手数料を加算したる價格とし輸移入炭については當該石炭と同一規格の内地炭の販賣建値價格とす

一、販賣建値價格は内地炭については販賣價格に日石が石炭を買入れたる者またはこの者が日炭の承認を受け指定した者と日石との協定に係る坑所貨車乗積出港貨車乗又は積出港着より販賣建値場所に至るまでに要する輸送費諸

掛及諸経費を各市場地区毎に別に定むる方法により、ブル平準化したる額を加算したる価格とし、輸移入炭については當該石炭と同一規格の内地炭の販賣建値價格とする。一、精算販賣價格は販賣建値價格に日石が石炭を買入れたる者又はその者が日石の承認を受け指定したるものと日炭との協定に係る販賣建値場所より販賣荷渡に至るまでに要する輸送費及び諸掛を加算したる價格とすること、但し關東州及び支那以外の地に輸出する者又は外國船に販賣する爲買入れる者に販賣する場合に於ける精算販賣價格は別にこれを定むるものとす、一定の販賣荷渡場所に於いて日石との協定に係る二以上の異なる輸送費及び諸掛あるときは販賣建値價格に輸送費及び諸掛を別に定むる方法によりブル平準化したる額を加算したる價格を以て精算販賣とすることを得るものとす。

△販賣市場地区

一、揚地市場

〔京濱地区〕 東京、神奈川、千葉、茨城及福島縣
〔伊勢灣地区〕 愛知、三重、靜岡

改正の要点

- (一) 物品販賣の媒介は業者の間の販賣の媒介に限らず、苟も不當の報酬を得るものなるに於ては、通常人間の物品販賣の媒介と雖も之を得ざることを明確にしたこと。
- (二) 物品の販賣を爲す者に對し、其の物品が公定價格の設定せられた物品であるが、協定價格の認可を受けた物品であるか、指定期日に於て價格を逡止せられた物品であるか等の表示義務を負はしたること。
- (三) 物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量若は數量に付他と混同の惧があるか、判明し難い場合等に於ては其の表示を命じ得ることとしたこと。

特に注意すべき点

- (一) 改正規則第二條第三項は、例へば公定價格品の表示が微小な爲一見明瞭でない場合、又は赤地紙に公と朱書してある爲判讀し難い様な場合には之を適當に改訂せしめる様命じ得ることを定めたのである。
- (二) 物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級等の表示を命ず

〔阪神地区〕 大阪、和歌山、京都、兵庫、徳島、高知
〔中國及び四國〕 岡山、廣島、山口、島根、鳥取、香川
愛媛縣

〔北陸地区〕 新潟、富山、福井、石川

〔東北地区〕 宮城、山形、岩手、秋田、青森

二、積出市場 九州、北海道、山口

三、沿線市場

△販賣建値場所

- 一、現地市場については荷渡揚港沖着
- 二、積出市場については積出港乘
- 三、別に定むる基準市場基準驛貨車乘

暴利行爲等取締規則 改正に就いて

暴利行爲等取締規則は舊に昭和十四年商工農林省令第一號を以て公布せられたのであるが、最近に於ける經濟界の情勢に鑑み之を一段と擴大強化し不當の報酬を得て物品の販賣の媒介を爲すことを防遏すると共に、一層公定價格等の維持勵行を圖る爲今回の改正を見るに至つたのであつて、改正の要点、注意すべき點は次の通りである。

るのは主として公定價格品又は協定價格品に關し之等が併記してなければ、公定價格品又は協定價格品の中の如何なるものが不明(例へば織物に圓内「公」又は「協」、「許」以下「公」又は「協」許と略す)「公」と表示してあつても銘仙であるか御召であるか判明しない場合)であつて、「公」又は「協」の表示のみでは表示の實效を期し難い場合である。

(三) 寸法、容量、重量、數量等に付いては公定價格の設定ある物品たる又は協定價格として認可せられた、物品たるを問はず、總ての物品に付必要ありと認むる場合は其の表示を命ずることを得るのである。

(四) 舊規則第三條は改正規則第二條、第三項に改められたのであるが、舊規則第三條に基く従前の命令は失効してゐないのであるから、其の命令に違反した者に對しては改正後に於ても處罰し得るのである。

(五) 改正規則第二條の但書の規定に依る表示の除外は原則として認めないこととなつてゐるが、純然なる農林水産物の生産者に付いては全般的に除外を認め、左記の者に

付いては特殊の事情ある場合に限り之を認むる事とならう。

(イ)行商

(ロ)露店商

(ハ)入札又は糶賣に依り販賣を爲す者

(ニ)其の他地方長官に於て表示を命ずるを適當ならずと認むる者

(六)價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め又は額の處分のあつた物品でも、煙草の如き專賣品は改正規則第二條第一項但書の規定に依り表示の除外とせしめる方針である。

(七)昭和十三年六月商工省農林省告示第九號第一號の價格統制令第二條の適用を受くる物品とは左の如きものも亦之に包含せられて居る。

(イ)價格等統制令第二條の適用を受くる物品にして同令施行規則第三條第一項第一號、第三號に掲げられた物品及同條第二項に依り額を指示せられた物品(但し同條第一項第二號に掲げられた物品を除く)

(註) 價格等統制令施行規則沿革

第三條(價格等統制令)第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ

付一般物價ノ變動ヲ參酌シタルモノ

二、新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付原價ノ差異ヲ參酌シタルモノ

三、前各項ニ掲ケル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

前各號ニ掲ケル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルトキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣)又ハ主務大臣ノ指定スル法人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得前二項ノ規定ハ物以外ノモノ、價格運送費、保管料、損害保險料、賃賃料及加工賃ノ額ニ付之ヲ準用ス

(ロ)價格等統制令第二十條に掲げたる規定によつて、年月日の指定のあつた物品

(ハ)價格等統制令第四條(註一)及同令施行規則第九條

(註二)の規定に依つて額の引下處分のあつた物品

(註一)

行政官廳より額の指定のあつた物品には「公定價格品」又は「公」と表示し、又は權限ある行政官廳の許可を受けたる物品には「許可價格品」又は「許」と表示しなければならぬ。

福岡地方鑛業報國聯合會行事

福岡地方鑛業報國聯合會では福岡鑛山監督局と共同主催で八月三、四日兩日鑛業報國祈願祭と鑛業報國慰安の夕を施行した。

鑛業報國祈願祭

午前九時箱崎八幡宮神前に於て嚴かに舉行された。各鑛山炭山より選抜された鑛業戰士六百餘名着席するや先づ奏樂裡に献饌の儀が行はれ、箱崎八幡宮々司の祝詞奏上、終つて會員代表として三井鑛山三池鑛業所々長稻荷田氏の宣誓があり續いて榎本福鑛局總務部長より力強き宣言の言葉が述べられた。ついで中村福鑛聯合會長、來賓代表として本間

福岡縣知事、長谷川聯隊區司令官、事業主代表として野田

行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額(中略)ガ著シク不當ト認メラル、トキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得(下略)

(註二)

(價格等)統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ主務大臣又ハ地方長官價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

一、價格等ノ引下後ノ額

二、引下實施ノ日

(八)價格等統制令施行規則第三條第一項第二號に掲ぐる新製品に付ては從來其の意義が十分に徹底せず、新製品でないものでも新製品と稱して不當に價格の引上を行つてゐる者が多數に上つてゐる。然しながら新製品とは指定期日當時の物品と型態、内容、效用等に於て本質的に差異あるもののみを指稱するのであつて、假令内地の甲地方に於ては新規の物品であつても、乙地方に於て同様の物品が收引せられてゐた事例がある場合には、新製品としての取扱を受けないのであるから誤解のない様注意しなければならぬ。

(九)價格等統制令第二十一條に掲ぐる規定に依つて權限あ

福嶺聯副會長、松本幹一郎氏等、勞務者代表として野村末太郎、田原佐吉、小津和岩太氏等よりそれ／＼玉串を捧奠した。撤饌の儀あつて祭典終了。

中村會長式辭、長谷川聯隊區司令官外の祝辭、東燃料局長官、酒井石炭部長、水切産業報國聯合會長、西部軍司令官よりの祝電披露が行はれた。

市中大行進

それより全員ブラスバンドを先頭に開始、馬出より大學病院前を経て東公園の工場嶺山殉職者慰靈塔に參拜、堂々長蛇の列は更に千代町、東中洲を通つて九州劇場に至つた。

嶺業報國慰安の夕

は同日午後六時より九州劇場に於て開催、前記嶺業戰士等入場

最初に中村福嶺聯會長挨拶につき映畫「大地ニ誓フ」長門美保、林伊佐緒兩歌手の獨唱、漫談、浪花節、博多新喜劇等プログラムがつぎから／＼繰り展げられた。

今回の福嶺聯の行事は誠に意氣ある企てとして各方面から賞讃された、尙福嶺聯會歌も此の日發表された。

式辭

聖戰茲ニ三年東亞新秩序建設ノ大業ハ今ヤ着々トシテ進展ヲ見ツ、アルモ前途容易ナラザルモノアリ。而モ歐洲ノ天地ハ第二次世界大戰ノ暗雲ニ閉サレ全体主義國家ノ進展目覺シキモノアリト云ヘドモ將來ノ情勢逆轉スベカラズ此ノ間ニ處シテ我國ハ一段ノ飛躍ヲ爲サンガ爲ニ、今ヤ其ノ體勢ヲ新ニシ高度國防國家ヲ形成シ本然ノ姿ニ立チカエラントス。此ノ秋ニアタリ諸産業ノ基礎タル嶺業ノ重要性ノ益々増大スルハ敢ヘテ喋々ヲ要セズ。翻ツテ我國ノ現狀ヲ見ルニ支那事變勃發以來勤勞資力ヲ協セ、克ク學力及資材ノ不足ヲ克服シツ、地下資源ノ開發ニ邁進シ來タルハ嶺業戰士ノ報國精神ノ至誠ノ致ス所ニシテ感激ニ堪エズ、然レ共増産猶未ダ所期ノ域ニ達セズ、今後一層ノ嶺物増産ヲ圖ランガ爲ニハ勤勞資力其ノ綜合的生產力ヲ遺憾ナク發揮シ凡ユル惡條件ヲ克服スルノ要アリ。本日茲ニ嶺業報國祈願ト慰安ノ夕ヲ開催シタルハ一ニ嶺業報國運動ガ單一ニ嶺山

ノ問題ニ止ラズ、實ニ國運ノ盛衰ニ係ハル所大ナルヲ自覺シ益々嶺業報國ノ赤誠ヲ披瀝センコトヲ祈願シ併セテ各嶺山ニ於ル優秀ナル嶺業戰士ノ日頃ノ勞苦ヲ犒ハントスルノ趣旨ニ外ナラズ、嶺業ニ從事スル諸子ハ宜シク此ノ趣旨ニ則リ嶺業報國ノ大使命達成ニ邁進セラレンコトヲ切望ス。

昭和十五年八月三日

福岡地方嶺業報國聯合會

會長 中村幸八

宣誓

東亞新秩序建設途上ノ重大時局下ニ於ケル吾等嶺業人ハ飽迄モ日本精神ニ立脚シ勤勞資三位一體ノ新産業道ヲ確立シ以テ天業翼贊嶺業報國ノ實ヲ擧ケ非常時嶺業人トシテノ職責ヲ盡サンコトヲ期ス

右宣誓ス

昭和十五年八月三日

福岡地方嶺業報國聯合會々員一同

宣言

我等ハ本聯合會ノ綱領ニ基キ現下ニ於ケル世界史的發展ノ必然的動向ヲ把握シ嶺山一家勞資一體ノ新嶺業勞働體制ノ

確立ヲ圖リ以テ嶺業報國ノ大使命ヲ完フセム事ヲ期ス
右宣言ス

昭和十五年七月三日

福岡地方嶺業報國聯合會

祝辭

本日茲ニ嶺業報國祈願祭ニ列席シ一言所懐ヲ述ブル機會ヲ得マシタ事ハ私ノ寔ニ欣幸トスル處デアリマス。
申ス迄モ無ク嶺業ハ万有産業ノ基礎ヲ爲スモノデアリマシテ其ノ國家的ニ負荷スル使命ハ極メテ重大ナルモノガアリマス、特ニ現下ノ時局ニ際會シマシテ嶺業ガ充分ニ其ノ機能ヲ發揮致スノデナケレバ刻下ノ急務デアアル強固ナル國防體制ノ樹立ハモトヨリ事變目的ノ遂行モ困難デアリ國家ノ發展ハ得テ望ムベカラザルコトヲ痛感致スノデアリマス。
然ルニ幸ニモ石炭ノ採掘金ノ増産等何レモ相當ナル成績ヲ示シ克ク其ノ國家的使命ヲ全フシツ、アルノデアリマスガ之偏ニ全産業關係者ガ嶺業報國ノ赤誠ニ燃エ物資勞力ノ缺乏等所有困難ヲ克服シテ銳意努力セラレタ結果デアリ深ク敬意ヲ表スル處デアリマス特ニ地下數千尺ニ於テ危險ヲ冒シ不自由ニ堪ヘツ、日夜勤勞ニ勤マレル嶺山勞務者諸氏ノ

功績ハ當ニ戰場ノ將士ノ夫レニモ比スベク衷心感謝ニ堪ヘ
ナイノデアリマス。今回福岡地方鑛業報國聯合會ニ於テ全
管内優良勞務者諸氏ノ參集ヲ得テ鑛業報國ヲ神明ニ誓ヒ併
セテ鑛業戰士慰問ノタラ催シ其ノ勞ヲ犒フコトニナリマシ
タ事ハ洵ニ時宜ニ適シタル有意義ナル催デアルト存ズルノ
デアリマス。諸氏ハ宜シク現下ノ國情並ニ國家ノ諸氏ニ期
待スル所ノ極メテ大ナルモノアルヲ認識シ本日神明ニ誓ハ
レマシタ心ヲ以テ同僚相率ヒ彌々鑛業報國ノ一途ニ邁進シ
全身全靈ヲ捧ゲテ御奉公ノ誠ヲ效サレンコトヲ切望シテ己
マヌ次第デアリマス。

一言以テ祝辭ト致シマス

昭和十五年八月三日

福岡縣知事 本 間 精

樺太炭綜合調査始る

拓務省では樺太炭の重要性に鑑み生産、配給、消費その他
あらゆる觀點よりの徹底的綜合調査を行ふため本月中旬に商

工、鐵道、通信、厚生、拓務、企畫等の關係官より成る大
調査班を組織、樺太に派遣せしめることになつた、右調査
班の各省メンバーは近日中に正式決定を見るが、商工省燃
料局よりは全體監督、調整、炭業、企畫課等より五名内外
が選出される見込みである。

漁業と森林、樺太が誇る資源の中にいま一枚石炭が新しい
輝きをもつて浮き出して來た。いまや新興都市の名に氣負
ひ目をみはるほどの景氣を沸き立たせてゐる西海岸、北部
地方、惠須取、塔路、名好の街々は地下に埋もれる黒ダイ
ヤを土台石とした炭鑛の街である。近き將來樺太の中心は
豊原、眞岡を離れてこの惠須取地方に移動するのであらう
といつたことも單なる誇張ではなさうだ。それほどにい
まの樺太は石炭増産に張切つてゐる。兎角南方人氣の日蔭
になつて不遇を啣ち氣味の樺太炭が時局の波に乗り出した
のにはまたそれだけの理由が擧げられる。

「封鎖炭田」が聯想させる通りこゝはまだ總じて秘められた
處女地帯であり、しかも開發を待つ炭鑛はいづれも海岸線
に沿ひ、取りつき易いし、積出しにも便利だ。それにも増

して好條件は炭層が水準以上に突出して採炭が簡單すなは
ち餘りコストがかゝらない點だ。ガスの危険などの多い堅
坑はいまの樺太には皆無で、水準を掘り進めば次々に炭層
につき當るといつた恵まれた山々が多く、せいゝ掘り下
げても斜坑に止つてゐる。

山にしても若さの強味だ。この時局がつくゝと石炭の
有難味を嘗めさせてから島内に湧き上つた炭鑛熱は現金
すぎるほどの上昇記録を示してゐる。大部分が石炭と目
される樺太廳への鑛業出願は昭和十半六百件台であつた
ものが昭和十一年は一千三百件台へ、更に十二年には四
千件台に飛び上り、場所によつては折り重つて鑛區の網
が打ち擴げられた。十三年に入るとさすが反動を食つて
一千百件台に激減したとはいへまだ奥へゝと未開拓の
地を求めて跡はつきない。「昭和十三年中に出發せる炭
鑛三十、同年中に起業に着手せる炭鑛六および十四年に
入りてより起業に着手せるもの五を算す」増産途上の樺
太炭鑛現状はかう報告されてゐる。

樺太炭の埋藏量——これも地下二千尺以上の炭層といつた

他地方に較べるとかなりゆとりのある測り方であるが、調
査濟みの分だけで二十億トンは突破する見込みではいゆる
封鎖炭田區域とその他の一般開放地域でおのゝ半々とい
られ、現に當つてきた年産百萬トン級の山元の話でも「こ
のさき増産數字を上げて行つたところで、百年百五十年は
……」とひどく自信のある口吻であつた。樺太炭の目をつ
けられた特徴の一つとして炭質すなはちカロリーの高いと
いふことも追加しなければならぬ。特に全島の六割五分
から七割の産出を占める北部炭は七千がその大部分でな
かに八千台の尤物さへみられる。これらの大部分はまた粘結
性にも富む結果製鐵用コークス炭の役割が負はされてゐる
しかし東海岸(川上、内淵、内川など)および西海岸も南部
(幌内など)になると水分多くカロリーも低下して、それら
はいづれも島内の家庭用炭の供給地となりまた勃興期に入
らんとしてゐる石炭液化の恰好な原料——褐炭の供給地と
なつて島内の液化工業はこゝに地盤を築き或は根を下さ
んとしてゐる。

豊原から北上して落合に盡きる樺太廳鐵道に連續し、東

海岸を縫つて北進する樺太鐵道(王子系)―これも北邊の時局性が買収を促進させ來年四月からは應鐵に塗り變へられる―その鐵路の終點にツンドラの街敷香がある敷香を前にして二驛目内路から西へ折れ原始林の山峽を分けて西海岸惠須取に突き抜ける百二キロの内惠道路は昭和十二年の完成になる北部唯一の横斷路線だ。自動車難行四時間半、王子合併前の樺工が炭田を背負ふ惠須取に着目して製紙工場を建て、同時にいまの大平炭礦に着手したのは大正十三年、當時は亞港を引揚げて來た村民が屯する一漁村にすぎなかつたバルブ工業に開け炭礦熱に煽られる現在のこゝは人口の點では眞岡を凌ぐ西海岸第一の港である。

築港起工式もついでこのほど擧げられた。石炭積取船の片荷の無駄をも埋める一石二鳥策としての重工業誘引の計畫もよりくゞめぐらされ、かゝる曉を想定して人口二十萬の都市計畫さへ海寄りのツンドラ地帯に畫かれてゐる。

王子製紙の工場から十五キロを輕便鐵道でつなく大平炭礦、北部炭礦の實際をさぐつてまづこゝの坑内に入つて

みた、鐵兜の電光に照らし出される黒光りの炭層は狭くて六尺。さらに四十尺にも及ぶ一枚の層が十五度の傾斜で並行し、千七百尺の地層に約百尺の炭層が走るといつた樺太礦業(王子系)のドル箱である。目下のところでは専ら水平に掘り進み、あるひは露頭を辿つて露天掘りですこと足りる豊富さであるが、増産の掛聲に應じて最近漸く斜坑を入れ始めたといふ。

惠須取に築港なれば、そこに捌け口を求めずの塔路炭田、こゝには期せずして三菱、鐘紡、王子の三大資本が礦區を相接し、あの丘、この窪地に競ひ立つ勞務者社宅の縦列はその壯觀さに目をみはるほどであつた。このうち王子系の白鳥澤は昨年六月初めて手をつけてこの七月には積取第一船を送り出した。こんなスピード開發は他に例はありませぬ、と礦業所長の鼻息は頗る荒い。國境に向つて北上する海岸線には無照炭の諸津があり、ほど近くの丘に立つ指標には「北緯四十九度廿分」と筆太に記されて、國境地帯に入る緊迫感をそゝるのだつた。三菱の新開拓地北小澤の社宅風景もほど近くに展開されてゐる。

名好に車を止める。こゝは惠須取から十四里半、國境の街安別へ十六里だ。周圍に安別(日鐵)西柵丹(三井)北小澤(三菱)の山々を控へ村でありながらすでに人口は三萬を突破する。近くには貝島炭礦の開發豫定地があるといふ。「これに手がつけられたらまた街の模様は一變するでせう」露領時代そのまゝの教會の假役場で村長は目を輝かし、村の發展振りを説明してかう結んだ。

北支炭開發活潑化

日滿支經濟ブロック中に於ける北支炭の重要性は愈々高まり曩に北支産業開發五ヶ年計畫が發表され特に石炭の増産が強調せられてゐる折柄北支那開發會社の石炭部門子會社のトップを切つて日華合辦中國法人井陘煤礦股份有限公司が七月廿二日創立總會を終了し設立をみるに至つた開發會社の子會社としての炭礦會社の設立は一昨年來の懸案で諸般の準備が進められてゐたもの、現物評價及び日華兩國の投資機構等更に向後設立さるべき石炭子會社の基準をなす

ものだけに極めて慎重なる折衝を重ねてゐたところ本年三月の軍管理工場解放聲明を契機に設立氣運が積極化して漸く日華兩國の出資現物評價などに關する問題も圓滿解決をみ創立の運びに到つたもので
資本金三千萬圓、内譯日本側現物出資二百五十萬圓、現金出資一千四百萬圓、中國側現物出資一千二百五十萬圓、現金出資一百萬圓、第一回拂込金一株十七圓と決定
その事業は今迄興中公司の管理下にあつた井陘礦務局ならびに正豐煤礦公司の保有する礦業權の全部を承繼して兩炭坑經營及び六河溝炭礦の受託經營、石家莊コークス工場の經營に當り將來は附近の諸炭坑をも併せ經營する方針である。

而して右新會社の役員は董事長曹如霖氏(前交通部總長)副董事長草場義夫氏(北支那開發囑託貝島炭礦重役)黨事白川一雄氏(白川黨業社長)鈕傳善氏(前天津社會局長)遠藤萬之助氏(貝島炭礦若松支店長)周彬岐氏(華北政務委員會)玉井磨輔氏(貝島炭礦專務取締役)洪維國氏(前滿洲國財政部次長)監察人木曾正道氏(北支那開發囑託)江

朝宋氏(華北政務委員會委員)の日支側各々五名で
従来興中公司の下に活動北支炭資源の確保に當つて居た
貝島系の技術陣が今後いよいよ本格的活動に移ることゝな
つた譯である。

新炭礦會社の中樞をなす井陘炭礦は埋藏量七千萬トンと
目され良好なコークス用炭であり、もと獨支合辦炭礦で
あつたが昭和十二年十月獨逸側持分全部を日本側が買収
し同年十二月から興中公司が管理經營に當り、炭礦經營
の技術は貝島の協力を求め昭和十三年には一躍約二十七
萬トンの出炭実績をあげ昨年度は約六十五萬トンの出炭
計畫に對しほゞこれに達する飛躍的成績を上げた模様で
本年に入つても順調に所定の對日供給量の實現に邁進し
てゐる状態である。正豐炭礦は埋藏量四千萬トンで良好
なボイラー用コークス用炭であり、昭和十三年五月接收
と同時に興中公司が管理經營をなし同年度出炭実績は約
八萬二千トンであつたが昨年度の出炭計畫約卅四萬トン
に對し百パーセント近くの実績をあげた模様でその後も
着々増産成績を上げつゝある、六河溝炭礦また埋藏量豊

にして良好なボイラー炭で昭和十二年十二月接收、昭和
十三年一月から興中公司が管理經營を開始し治安關係よ
り同年七月採炭開始し同年度に於て約二十萬トンの出炭
をみたが昨年度実績は計畫約三十四萬トンに對し百パー
セント以上の素晴らしい成績を上げた如くで其後順調の一
路を辿つてゐる現状である。

新會社設立につき特記さるべきは現地における貝島炭礦草
場義夫氏以下の挺身的努力と功績であり事變勃發直後昭和
十二年十一月挺身内地から乗出した草場氏を首班とする貝
島の挺身隊は治安状態も確保され河北、河南、山東、山西
に匪襲と戦ひ炎熱酷暑と戦ひ北支の地下資源石炭開發に力
を捧げ、斯くて石炭子會社の魁をなして井陘炭礦開發に當
ることゝなつたのである、その井陘炭礦會社の創立によつ
て北支ブロック別炭礦子會社の設立は口火を切られたわけ
で中興、淄川、博山、磁縣なども相次いで設立されるもの
とみられ遂に最近東京において設立案なれる北支炭販賣會
社の創立と共に俄然重點主義の石炭開發は活潑に展開すべ
く頗る注目されてゐる。

安全週間實施狀況

深坂炭礦株式會社

龜山礦業所

龜山礦業所では従來行はれた安全週間が聊か形式に流れた
嫌があつたので特に今年は今時局に鑑み諸産業の原動力たる
石炭礦業に従事する者は一段の努力を以て従来より一步進
んだ實質的の意義ある週間として増産國策に副はんことに
つとめ左記の要綱にて各種の行事を行つた。

第一日 安全報國宣誓日

午前五時三十分(坑内夫)全七時(坑外夫)午後四時三十分
(乙方坑内夫)操込場集合

宮城遙拜、國歌奉唱、一分間黙禱、

紀元節ニ賜リタル勅諭奉讀、安全頌朗讀、所長、坑長訓

示、従業員代表安全報國宣誓、愛國行進曲合唱

第二日 整理整頓實行日

作業場各擔當者ヲ督勵シ機具、器材ノ整理、作業用品ノ

整頓ヲナサシメ一方主婦ヲシテ家庭内ニ於ケル整理整頓
ヲ爲サシム

第三日 設備改善協力日

機械、器具、作業用品ノ故障排除及改善ニ努力ス

第四日 作業規律實踐日

始業終業、休憩時間ノ嚴守及作業服裝作業中ノ秩序ニ付
規律ニ關スル事項ニ銳意ヲ注グ

第五日 物資努力活用日

物資ノ節約、廢品回收活用ニ努メ作業上ノ無駄ヲ除去ス
ルコトニ努ム

第六日 緊急處理訓練日

作業場各所ニ救急箱ヲ増設シ之ガ使用法ヲ練達セシメ礦
業所設防護團員ノ訓練ヲ行ヒ器材ノ整備ヲナス

第七日 時局認識強化日(公休日)

勞務係長ノ時局講演ヲ行ヒタル後慰安ヲモ意味スル時局
物浪花節大會ヲナス

以上各日ヲ通ジテ入坑者、出坑者ニ對シ婦人會員及少年團
員、職員ノ見送り出迎ヘヲナス

石炭輸送機帆船に對する 重油配給に關する通牒

燃料局に於ては若松石炭類輸送用機帆船重油規正組合加入船に對する重油配給に關し六月十九日附燃料局長官名を以て關係各方面に對し左記の通牒を發した。

記

- 一、新規登録希望船ハ組合ヨリ購買券ノ交付ヲ受ケントスル前々月二十五日迄ニ船籍港所在府縣及福岡縣（組合經由）ニ對シ其旨ヲ届出及申請スルコト（福岡縣ニ提出スル申請書ニハ前月船籍港所在府縣ヨリ交付ヲ受ケタル數量ヲ記載スルコト）
- 二、右ニ基キ船籍港所在府縣ニ在リテハ届出船ノ隻數及前月ノ交付數量ヲ福岡縣ニ在リテハ船籍港所在府縣別申請船ノ隻數及需要量ヲ夫々前月五日迄ニ燃料局宛報告ノコト。
- 三、燃料局ニ於テハ右報告ニ基キ逕信省ト協議シ當月分ノ

- 船舶用重油査定ノ際船籍港所在府縣割當量ニ之ヲ加算ス
- 四、新規登録船ニ對スル毎月ノ所要購買券ハ以降組合ニ於テ福岡縣ヨリ一括交付申請受領セシムルモノトス。
 - 五、新規登録船ニ對スル重油配給ハ組合ニ於テ定メタル配給計畫ニ基キ前記客月二十一日附一五燃規第二二五三號通牒ノ如ク優先配給ノ方法ヲ講ズルモノトス。

北支炭田視察團歸國

加茂泰吉、荒牧健造、久野保、氏等は去る七月七日下關を出發朝鮮經由北支に向ひ、四十日間に亘り北支炭田を具に視察、捲土重來を約して八月十三日午前七時下關入港の金剛丸で多數の出迎を受けて歸國した。

互助會本部からも風戸主事、赤司、鍋島兩課長外出迎へ加茂氏より出迎を謝すれば風戸主事より一行の勞苦を懇にいはる旨の挨拶があつた。

一行は酷熱百三十五度の山野を馳せ巡つた者とは見えぬ程元氣旺盛で、出迎への人々に限り無き頼もしさを感じしめ

北支那視察より得た支那人觀と之に基ける對策（上）

芳之谷炭礦々主 荒 牧 健 造

序 論

我々は約四十日に亘り、北京から徐州迄即ち大体北支那を視察し、柳泉、章邱、淄川、門頭溝、蛇里、博山の各炭坑を見學した。

勿論、主として炭坑の視察に重点を置いたが其の間、支那人の性質を如實に表徴してゐる種々の事件を見聞して支那人に對する或る觀念とそれに基づく對策なるものを持つに至つた。

我々はよく日本人の性質を以つて、支那人の性質を推理し勝ちであるが之は全く誤である。我々は支那人を考察するに當つては從來持ち來たつた凡ての人間觀を一掃し、白紙に還元して第一歩より之をなさねばならないのである。

蓋し日本人の性質より歸納した人間觀を以つて支那人に對する事は極めて危険であるからである。猶私の信する所では未だ北支の大半の治安は危険なる状態を脱してゐないと云はざるを得ない。

支那人の性質と、現在北支の治安状態より事業遂行上の政策を考へてみたい。

第一章 支那人の天命思想

第一節 天命思想（諦めの思想）と強韌性

徐州から約八里離れた所に軍管理の柳泉炭坑と云ふ炭坑がある。その坑長は同文書院を出た齊藤と云ふ人である。嫌いだと思へば一言も口をきかないと云はれてゐる同氏は我々を極めて歡待してくれ、興味ある多くの事を話してく

れた。

二ヶ月前、十八位に成る支那の娘が汽車に轢かれて足を一本なくし血みどろになつてゐた。徐州の陸軍病院に行けば生命は取りとめることが出来るのでその用意をしてゐると娘の母が来て「病院につれて行つて貰ふ必要はない」と云ふ。

「それでは足をなくして、うめき苦しんでゐる娘が可愛想ではないか第一娘の生命がなくなるではないかと云ふと云ふと

「當り前だ」と云ふ。

娘も又、母の意見に同意だと云ふ

「もし此の娘の生命が救はれたとしても、足一本なくしては嫌に行くことも出来ないし、又自分の力で生活して行くことも不可能だ。

従つて今死んだ方がましではないかと母は云ふのである。

そして日給六十錢の仕事に汗水たらして働き出した。

娘は家の前の涼しい所に寝かされ、頭の所に一杯の水が置かれたまゝであつた。

常なる強靱性を見ねばならない。勿論その母は自分の娘の死につゝある様を見ては、氣も轉倒する程悲しかつたであらうが、そこをじつところへて日給六十錢の仕事に汗水たらすことは、我々日本人に教へる所多いものである。一度失敗すれば殆んど元氣を消失してしまひ再起の勇氣をもつことの少い日本人は、此の支那人の逞しい勇猛心を正面より觀察せねばなるまい。

門頭溝での話で有つたが、支那人經營の炭坑が二百七十坑程有る。彼等は苟も自己の所有する地面より坑道を掘り始めたならば、その坑道が他人の所有にかゝる坑區迄喰ひこんで行つて、その坑道とぶつゝかることがあつても濟ましてゐるさうである。

自分の坑區に屬する石炭を無料で採掘せられた方は勿論抗議に行くのであるが、「自分は、そこ迄採掘して行くだけの力があつたのであり、君達の方はそれを掘る力がなかつたからではないか。之は却つて天の與へたものを有益に處分する所ではないか」と答へるさうである。かくの如く返答されると抗議する側も左程文句は云はない。

そして三日目の朝娘は冷たく成つてゐたのである。

日本人の母親ならば、かゝる場合處らく周章狼狽して直ちに病院に連れて行き自己の生命をも顧みずその看護をなすであらう。母の子に對するあたゝかい情愛として日本の道徳は之を讚美する。而もかゝる行爲をなさない場合刑法はその母を處罰する。

(刑法二百十八條「老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護スベキ責任アルモノ之ヲ遺棄シ、又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サ、ルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス。以下略」)併し吾人は一方に於いて、又此の支那の母親の考へ方、或ひは亦その取つた手段に對して全然之を否定することは出来ないのであらう。否娘の生命の救はれた場合その不幸なる一生を大觀してみると、多分に肯定的氣持が働いたのである。

傍道にはいつたが、兎に角此の母の取つた手段及びその考へ方に天命思想即ち諦めの思想を發見しうる。

又その母親が子の苦しみつゝあるにも拘はらず日給六十錢の仕事に營々として働くことに對して、我々は支那人の非

抗議する方も、せられる方も、中々面白いではないか。

支那の地方の村落に行つたが、その家の構造が面白い。黄土を取つて来て水で練り、それを日光に乾すと相當堅い土塊が得られる。それを以つて彼等は壁となし、その壁の上に横木をのせて家を作つてゐる。従つて一度豪雨が襲ひ四五日降り止まない壁の黄土は自然に崩れ始め遂にベシヤンコと成る。

こんな崩壊した家を我々はよく見かけた。

かくの如く支那の農民(支那人口の七割を占む)は、金錢を使用しない爲に自然の産物を極度に利用する。

地方に於いては、人間の作つた道路は殆んどない。河水がひあがると河底を以つて道となし、又雨水の流れた跡を歩く家の壁にしても、又かゝる道にしても我々にとつては生活して行く上に非常なる不便不快を與へ堪へ難いものであらう。しかし彼等は、かゝる道を歩き、又かゝる家に於いてその日／＼日を樂みながら送つてゐるやうに見える逞しい生活力ではないか。

娘が死んでも家が崩壊しても失望することなくその下から

直ちに新なる建設の鉄を振ふ。表面からみると彼らには意氣消沈と云ふ氣持がないのではないかと思はれる程再起することが早い。かゝる強靱なる精神力は實に恐るべきものであつて我々は看過してはならないのである。

支那の歴史を繙くと、漢民族は古來、幾多の他民族より征服せられその指揮に服してきた。又、大洪水、蝗の大軍、カンパツ、饑飢等々自然の壓迫の下にも堪へ忍んできた。彼らはかゝる権力や壓迫に對しては反抗しても益なきことを知つてゐる。仕方がないと諦める、この諦めの思想は支那人の長い歴史に依つて培はれた國民性である。

しかし、我々は此の支那人の諦めの思想を單に失望落膽の思想、消極的な思想と同一視することは許されない。それは積極的な建設的な意思を包含する思想なのである。只彼らは既に生じた而も如何ともし難い事件に對しては、くよくよしないと云ふのが諦めの思想なのである。之は長い目から見ると恐怖すべき支那人の性質なのである。

蒙古族たる元も、滿洲族たる清も此の逞しき漢民族の生活力に眩惑せられ完全に同化せられ滅亡して行つた。

我々は此の恐るべき漢民族の強靱性を輕視してはなるまい

享樂主義と個人主義

我々の見たどの都會も、部落もその都會や部落を圍繞する障壁を持たない所はない。數十尺と云ふ厚い煉瓦壁は廻々として町や村を取りまいてゐる、はいるには必ずその門からせねばならない。

又、かゝる都會の内部に生活する各個人の住居も威しい壁に依つてとりかこまれてゐて、訪問するときには日中と雖も必ず門番の許しを得て門をあけて貰ひ、更に閉門合圖をし支關番の訊問を受けるのである。

東北帝大の探礦冶金科を出て、今山東省の建設處長をしてゐる莊維屏と云ふ人の招待を得て、一夜之を訪問した事があつた。

先づ威めしい鐵の門がある。門番には怪訝な顔でしろく見てゐたが、主人と電話で打合せの上尋ねたものなることを告げると、多分主人の達示あつたものゝ如く、頭を何度もさげながら門を開いた。門から、高さ二丈位の壁に圍れて出來てゐる路を相當の時間歩くと又門がある。更にその

門を潜つて左折して歩く内に壁につきあつた。そして門

が又有つて、そこを左に行くと此處は圓いくゞり門があり人の住んでゐる窓の灯が見えたのである。之程嚴重なる障壁の内に彼等は生活して行かねばならないのである。

支那に於いては、かくの如く自分の力を以つて自分の生命財産を保護しなければならぬ。何時匪賊に襲撃せられ暴民から襲はれるかも知れない。元來國家權力の薄弱な結果その恩恵に浴することの少い支那に於いては、自分の生命財産を維持する上に於いて信頼すべき最後のものは自己の力のみである。彼等は堅固なる障壁の内に住み、自分の金錢で備つた警官を常に家の各所に配置しておく、従つて彼等は何ら恩恵を蒙らない國家或ひは社會に對してその價値を認めない。それらのものは税金を取り立て賦役を課する厄介物としか考へてゐない。

自分一個の生命と財産とを安全に保有し悠々として人生を享樂して行くことが彼らの理想なのである。王道を以つて政治の形態の最も優なるものとした彼等の思想も、に顯現せられてゐる。全然、個人の生活に對して干渉しない國

家が彼らの理想的國家なのである。

こゝに彼らの享樂主義的個人主義が親はれるのである。

自分のことは自分ですると云ふ彼らの思想は我らの學ぶべき点が多々あるが、國家公共の思想を受けざる結果、國家公共の利益より先づ第一に自己一身の享樂を慮る彼等の個人主義には我々は鋭い批判の眼を向けねばなるまい。

北支に於いては禿山ばかり聳えてゐる青々として木々の茂つた山が殆んど見當らなかつた。

我々は奇異な感じを持つと共に、洪水を防ぐ意味に於いても植林事業の必要を痛感した。

併し特務機關の人は次の如きことを語られたのである。支那人は木を植えたとしても、若干の金錢に代へることが出來ると思ふ迄生長すると直ちに伐つて之を賣却する。

それが亭々たる大木と成る迄決して待たない。之には尤もな理由がある。もし金錢に代へる事の出來る樹木を其の儘に放つて居れば匪賊の襲來に依つて取られてしまふか、又は他人に盜まれてしまふからである。北支に於いて植林事業は困難であらう。

正當なる理由あるにもせよ、彼等の享樂主義的な個人主義を如實に示してゐるではないか。

支那人程、人生の享樂と云ふことに執拗な情熱をもつてゐる國民は他には存在しないであらう。彼等は貴賤貧富を問はず、自己の存する財産又は身分に應じて人生を楽しんで行くのである。

之も濟南での出来事であるが賀と云ふ私のよく乗りなれた車夫が其の日は居なかつた。翌日彼の話に依ると彼は其日朝のうち一日をすこすだけのお金を稼いだので、早速美味しい物を買つて涼しい柳の下で食べることを楽しみつゝ、又晝寝をむさぼつたのである。彼は悠々自適の一日を送つた譯である。

享樂主義と料金主義

支那人はその個人主義的享樂主義に基いて享樂を獲得する手段たる金錢を、實に大切にする國民である。金錢に對しては盲目的な絶對的尊崇の念を有してゐる。彼等は第一節で述べた如くその天命思想の下に極めて従順なる而も強靱なる性質を有し、命ぜられた仕事は營々として遂行するの

れない。従つて彼等は土中に穴を掘つて之を匿し、或ひは壁に塗りこむ等金錢を保存することに苦心するのである。

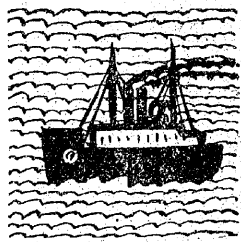
しかし屢々匪賊に襲撃されて家をやかれ、金を持ち去られると貯蓄と云ふ事をしなく成る。その日／＼日の生活が出來て行けば悠々として天を樂しんで行く、北京の扶桑館にゐた時のことであつた。夕食を濟ませてぶらりと外に出た私は洋車の棍棒を下して休んでゐる車夫に「洋車」と聲高く叫び棍棒を上げて何時ものやうに勢よく走つてくるのを待つたのである。ところが彼は私の顔をじろつと横目で見た儘立つ氣配もない。之は意外の有様である。聞くと彼は一日の生活費を得て晚餐を終へ、今休息の時間を楽しんでゐたださうである。彼は翌日に成れば、又死に物狂ひに成つて金錢を儲ける爲に棍棒を引つ張る事であらう。

之は僅か四十日間の北支那炭坑視察の間に於いて見聞した事件より、支那人の性質を推測したものである。此の外、種々なる観点から彼等を見ることが出来るのであらうが、大体以上の私の支那人観は、支那人一般に通ずる普通性であると思ふ。従つてかゝる考への下に彼等に接したならば

であるが、一度金錢の爲となると一變して豹の如く残忍と成る。彼等は永年忠實に仕へ又恩恵を受けた主人と雖も金の爲なら射殺することすら厭はないのである。今日の朝刊（八月十五日）に「上海チンパンの巨頭、張嘯人、自己の護衛人の林某なる者に射殺さる」と云ふ見出しの記事が載つてゐるが主人の最も信頼してゐる護衛人が、その最も恐怖すべき敵となるのである。林某なるものが虞らく敵の手に買収せられた結果ではないかと私は推察する。

ある村落に於いて炭田調査の時徴發した、荷物持ちの苦力（人夫）を途中まで兵隊が返すので其のクリーに十錢やつた所が謝々と相會を崩して云ひ乍ら何度も禮をする。みてゐると他の苦力ども彼に大變丁寧な禮をする。兵隊に聞くと彼は村長ださうだ苦力がゐないので村長自らきたのであるそれで村長に敬意を表する爲に更に十錢をつけ加へた。村長の嬉れしさうな顔とペコ／＼下げる頭を見てゐると、如何に彼等が金錢を尊ぶかと云ふことを泌々と味はせられた然し、支那に於いては治安が紊亂してゐる結果獲得した金が、何時匪賊或ひは盜賊に依つて奪取せられて行くかも知

大体誤りはないのではなからうか。



石炭船運賃

一、汽船運賃

1、遠洋

歐洲各國は戰爭の成行を重視し不急物資の輸送を差控へてゐる故、運賃も底迷状態を續けてゐる。交戦國非交戦國を問はず船舶の活躍場面は著しく縮減され取引は中絶し、市況の前途は戰爭の推移と共に益々複雑化し豫測を許さざるものがある。

ロ、近海

夏場の荷動き最繁忙期に當面し二百四十万余噸を以て輸

八月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

(單位壹廳に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			和歌山	四、三	三、五
由良	四、三	三、五	吉見	四、七	三、七
大坂府			岸和田港内	四、三	三、六
樽井	四、七	三、七	岸和田港外	四、四	三、七
佐野	四、七	三、七	大坂	三、九	三、五
堺	四、三	三、三	西ノ宮	三、六	三、五
兵庫縣			洲本	三、五	三、二
尼ヶ崎	三、九	三、五	江井ヶ島	三、五	三、二
神戸	三、九	三、五	別府	三、七	三、〇
明石	三、五	三、二	會根	三、七	三、〇
二見	三、六	三、三	飾磨	三、五	三、六
高砂	三、五	三、二	那波	三、四	三、〇
木場	三、五	三、二	赤穂	三、四	三、〇
網干	三、五	三、二			
相生	三、五	三、二			
相上	三、四	三、〇			

八、石炭

送に懸命の努力を續けてゐる。或は遠洋配船の引抜き、空費船腹の活用等により極力之が捻出を計つてゐる。然し九州、北海道、樺太炭を中心とする輸送計畫に鐵材、礦石等を考慮に入れる時、此の就航量は満足すべきものでなく益々船腹不足に拍車を加へんとする傾向である。

近海船腹の七〇パーセントを消化してゐる石炭の輸送に支障を來さざる様相次ぎ配船命令は發せられてゐる。本年度樺太炭四〇、〇〇〇廳の朝鮮向積出も船腹不足により前途を危ぶまれてゐる。

二、帆船運賃

帆船運賃は八月分若松！大阪間前月通り三圓九十錢である。最近船具用品の騰貴甚だしく又入手も困難となりつゝある故船主は運賃値上げを要望し荷主と新協定運賃の交渉を開始してゐる。

岡山縣	鹿忍	福山川入	今津川入
牛窓	三、三	三、三	三、三
岡山	三、三	三、三	三、三
宮ノ浦	三、三	三、三	三、三
小野	三、三	三、三	三、三
宇野	三、三	三、三	三、三
日比	三、三	三、三	三、三
味野	三、三	三、三	三、三
笠岡	三、三	三、三	三、三
廣島縣			
福山	三、三	三、三	三、三
鞆	三、三	三、三	三、三
尾ノ道	三、三	三、三	三、三
三原	三、三	三、三	三、三
阿賀	三、三	三、三	三、三
廣島(川入)	三、三	三、三	三、三
山口縣			
岩國	三、三	三、三	三、三
三田尻	三、三	三、三	三、三
徳島縣			
徳島	三、三	三、三	三、三
撫養	三、三	三、三	三、三
香川縣			
小豆島	三、三	三、三	三、三

林田 三、五 坂出 三、五

丸龜 三、五 多度津 三、五

觀音寺 三、五

愛媛縣

川ノ江 三、三 西ノ條 三、三

新居濱 三、三 壬生川 三、三

今治 三、三 菊間 三、三

堀江 三、三 高濱 三、三

三津濱 三、三 長濱 三、三

宇和島 三、三 八幡濱 三、三

但シ特殊ノ事情アルモノハ壹廳ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ割増ヲナスコトヲ得

備考

一、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申シ受ケルコト

二、壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準ズルモノトス

三日に遡り實施

宇部炭の協定價格

宇部石炭鑛業聯合會及び宇部炭協定價格は七日の縣報によつて告示され八月三日から實施されることになつた、協定價左の如く何れも坑所渡し又は宇部、小野田港帆船乗り渡しである。

▲塊炭——二級十八圓五〇（本山、高千帆、沖田、西王子 梶返、見初新、長伸、第二新王子、上宇部、雀田、櫻山 平原、起業高泊、大濱、小島、第二新沖山の各特塊、中 沖五塊、沖宇部五洗塊、蛭子五塗、櫻山上塊）三級十八 圓（長伸五塊、起業上塊、高泊塊、厚南特塊、沖田上塊） 五級十七圓（西王子五塊、梶返五塊、見初新五塊、平原 上塊、上宇部新五塊及五塊、七級十六圓（見初新生塊、長 伸七甲塊、平原並塊、萩森塊、長陽七甲塊）九級十五圓 （本山並坑、西玉子新塊、大濱並塊、雀田新塊、沖宇部 並塊、起業並塊、沖田二號塊、見初新塊、梶返並塊）十

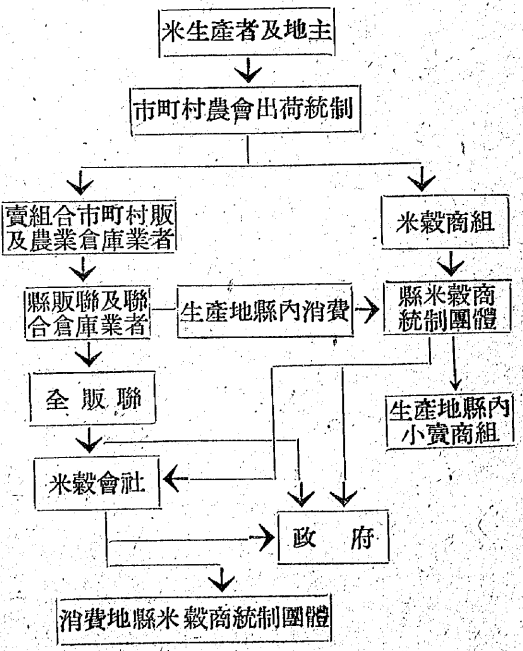
二級十三圓（櫻山並塊）十四級十二圓五〇（中沖新塊、雀 田甲塊）十六級十一圓五〇（梶返五塊、沖宇部撰出）十八 級十圓五〇（第二新王子撰出）格外九圓（蛭子二號炭）八圓 五〇（長伸大派塊、起業一重石塊）八圓（高千穂ガラ塊）
▲中塊——一級十八圓二〇（本山洗中塊、第二新王子洗中塊） 八級十五圓三〇（高千帆中塊）
▲粉炭——一級十八圓（本山洗炭、雀田特洗炭）二級十七圓 五〇（長伸特粉）三級十七圓（西王子、梶返、櫻山各特粉 上宇部五洗粉、平原特粉、見初新粉）四級十六圓五〇（中 沖、上宇部五粉）五級十六圓（高千帆、大濱特粉、長伸五 粉）六級十五圓五〇（西王子、見初新、梶返各五粉、厚南 起業各特粉、見初新洗粉、長伸七甲粉）七級十五圓（蛭子 五粉、小島上粉、高泊特粉）八級十四圓五〇（第二新王子 五粉、櫻山、大濱各上粉）九級十三圓五〇（西玉子新粉、 見初新坑新粉、高千帆洗粉、平原上粉）十級十三圓（萩森 粉）十一級十二圓五〇（長伸七甲粉、起業上粉、沖田特粉） 十二級十二圓（沖田上粉）十四級十一圓（中沖新粉、長伸 七甲粉、梶返並粉）十五級十圓五〇（起業上粉）十六級十

の如くである。

圓（櫻山上粉）十九級八圓五〇（平原並粉、雀田並粉、高 泊並粉）二十級八圓（沖田並粉、長伸大派粉、起業一重石 粉、厚南並粉、高泊生粉及水洗二號、平原二號）
▲切込炭——二級十七圓五〇（西王子特切、梶返特切、沖 宇部一切、小島上切、第二新沖五切、見初新坑上切、高 千帆特切）五級十五圓五〇（第二新沖二號切）八級十三圓 五〇（第二新沖二號切）八級十三圓五〇（長伸七甲切）十級 十二圓五〇（高泊切、小島二號切）

米穀集荷配給新機構

農林省では二十日輸出入品等臨時措置法第二條、第三條に もとづく「臨時米穀配給統制規則」を公布、九月十日より實 施することゝなつたがこれによれば、農會の出荷統制下に 集荷は生産者團體、配給は商業者團體を用ひることを原則 とし（やむを得ざる場合は農會の斡旋によつて集荷せしめ る）米穀の集荷配給はこゝに一應盡然と整備されることゝ なつた、いま生産から消費までの各機關を圖示すれば左表



依然たる中間機關重複

輸出品措置法第二、三條、すなはち支那事變に關聯し國民 經濟の運行を確保するための條項による需給調整の命令が 「臨時米穀配給統制規則」として公布、九月十日より實施さ れる、非常立法とはいへ將來の米穀集荷配給機構を示唆す

るものとして運行を注目されてゐる、右規則について業界では米流通のルートがやゝ明確になつたとはいへ、既存機關の廢合を回避した、め依然中間機關が重複し、かつ特例事項により全販聯(五條)日穀(六條)が大口消費者その他への販賣可能の餘地があるので配給の一元化が達成されてゐない點を遺憾とされてゐる。

さらに新機構によると管外移出米の殆ど全部(約千五百萬石)が全販聯に集中され、これを政府または日穀に渡すが分散配給の機構に缺けた貧弱な日穀はこれをいかにするかいづれにするも全販聯、日穀とも政府の指定以外に活動の自由(特例の場合を除く)を有しないから、問題は政府の集荷、配給の調節の技術如何にあり、これが圓滑に行くならば全販聯(米穀部面)日穀は無用となり、大綱を政府が決めて全販聯、日穀が技術的操作を行ふならば兩者の併立より一步進めて單一のものに解消し、首腦陣を充實してこれが衝に當らせた方が理想的でなかつたかと觀測し、未だそこまで考究されてゐない現狀踏襲の政策は米穀統制の最終的段階までにはなほ相當の影響あるものとの印象を與へたが

府縣ブロック制を法文化し個人的取引を禁止した點は注目されてゐる。
(大朝)

小麥粉を主とする代用食

本會資料部では福岡縣よりの指令に基き左の如き印刷物を各炭坑に配布した。

今般福岡縣に於ては飯米節約の主旨より代用食を奨励してゐる事は既に皆様御承知の事と思ひます。小麥粉を原料とする簡單にして美味且つ衛生的な代用食の作り方を左に列挙しましたから皆様の御家庭に於かれても是非御實行下さいまして節米の目的に副はれん事を御願ひします。

一、手打うどん(五人前)

小麥粉二五〇匁 塩六匁 水約二合

良く洗つた洗面器に入れ、塩水を加へて攪きませ、拳にて強く押付ける様にして水を加へたる後打板(飯台を流用するも可)の上に取り出し四個―五個位に分割して丸め一個づゝ掌にて押延し、後麵棒にて薄く延し粉を其の表

裏に振りかけ波型に折疊み、小口から薄く庖丁にて切り次によく解して煮沸せる湯の中に一個づゝ入れて茹で上げ箆にて擲上げ水洗して水を切る。

斯くして出来上つた「うどん」は煮出汁をかけ薬味を添へて食するか又は他の物と煮込して食すると營養も充分にして一層美味である。

二、すいとん(五人前)

小麥粉一〇〇匁 水約一合半

小麥粉を鍋又は鉢に入れ、水を加へて捏ね、硬い糊状となす。之を煮沸せる味噌汁の中に小杓子にてち切つて入れ、煮上るを待つて御飯と共に食するか又は別に油揚、椎茸、葱、蒲鉾等入れたる澄汁を作り、前全様に煮て食するも美味である。

尙最初水にて捏ねる場合細かく切つた葱少量と卵一個を入れると、著しく味を増し、且つ食事中齒に付かず營養も萬点である。

三、黄金餅(五人拾)

小麥粉二〇〇匁 水約二合強 塩一五匁 重曹三匁

塩重曹を水に溶し小麥粉に加へて捏ね、適當の大きさに丸めて押し延し、熱湯を入れて茹で上げ水を切つて、別に砂糖合せをしたる黄粉をつけて食す、又右を丸めて押し延したるものを金網にのせてつけ焼するも美味である。

四、興亞燒(五人分)

小麥粉一五〇匁 水約三合 卵一個 塩二匁

鉢又は鍋の中に小麥粉水卵を入れて、同一方向によへ攪拌して混合物を均一ならしむ、フライパンを暖め油をふきたる後杓子にて適當量注ぎ、其の上細く切つた葱、蒲鉾、油揚、魚粉等散布し其の上に少量の混合物を注ぐ、然るときは小麥粉は次第に焼けてくる之を裏返して一寸焼き表面に醬油を塗るかソースを付けて温き内に食する時は食欲をそゝり甚だ美味なり。

五、平焼パン(五人分)

小麥粉二〇〇匁 食塩三匁 重曹三匁

(又はベーキング) 油少量 水約五合
(又はボーダー) 五匁

水に食塩重曹をよく溶かしたる後小麥粉を加へて攪拌し

天プラの生地より少し濃い位の生地とす。

フライ鍋を熱し油で拭き之れに前記の混合物を適當量づゝならし蓋をする熱が通るに従ひ膨れ表裏が乾いてくる其の時は底が褐色に焼けて居るから裏返し一寸焼く此の平焼パンは其の儘味噌汁等と共に食するも良く砂糖等付けて食するも良し。

六、蒸パン(五人分)

小麦粉二〇〇匁 食塩二匁 重曹三匁

(又はベーキングパウダー七匁) 水約二合半

先づ御飯ラカシ又は蒸籠を準備し、湯氣を立て、おく、次に水に食塩重曹を溶かし之に小麦粉を加へて軽く混ぜ合せたるのち、板の上に取り出し平らに粉をつけながら軽く捏ねたる後、適當の大きさに丸め湯氣の立ちおる蒸氣の處に濡した布を敷き、其の上に丸めた生地を置き、蓋をして凡そ二十分間蒸して取り出す。

節米嚴守は

銃後の務め

法 令

石炭配給調整規則

(昭和十五年八月一日公布 商工省令第五十七號)

石炭配給統制は石炭配給統制法によりいよく本年十月から日本石炭株式会社を中心として配給の一元化、炭價の平準化の實施をみるこゝなるが、戦時下高度の配給統制ならびに消費の規正を行ふためには右のほか輸出入品などの臨時措置法に基づき諸般の規定を設ける必要がある、しかるに右法律に基づく現行の石炭販賣取締規則は右の新統制機構に對應するものとしては不適當な點が多く、これを全面的に改正する必要があるので商工省ではこれに代るものとして新に石炭配給調整規則を制宜、一日付省令をもつて公布することとなつた、同規則と從來の石炭販賣取締規則との差異の要點は次の通りである。

- 一、從來生産業者の統制團體として昭和石炭、互助會など五團體が認められてゐたが新に日本石炭會社の一手買上げ業務の開始に伴ひ生産業者、輸移入業者はすべて原則として日本石炭會社の販賣指圖書により販賣すべきこととなつた。
- 二、販賣業者の統制團體としては從來若松合同石炭會社、東京石炭統制組合など八團體が認められてゐたが、右のほか今後は商工大臣が指定した販賣業者の團體の團體員はその團體の販賣指圖書により販賣すべきこととなり、商工大臣の指定を受けようとする團體は地方長官を経由して申請することとなつた。

三、日本石炭會社ならびに販賣業者の統制團體が配給計畫を定め商工大臣の承認を受けるべきことは従來と同様であるが、新に道府縣別に配給計畫の明細表を定め當該地方長官に提出させ、必要がある時は地方長官がその變更を命じ得ることとし小口向け配炭の統制につき地方長官の監督權限を認むることとした。

四、大口使用者は購入につき許可を受けねばならぬこと従來通りであるが、新に自産炭の自家使用をなすものも使用の許可を受くべきこととし、消費規正の完璧を期することとした。

本省令は手續的規定のほか實質的には本年十月一日以降の賣渡し、買付けなどにつき施行せられるのであつてそれまでは現行石炭販賣取締規則が引續き適用せらるることとなつてゐるので舊規則をも掲載した。参照されたい。

石炭配給調整規則(新)

第一條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者(組合員ノ使用ニ供スル爲常時月額八百五十噸以上ノ石炭共同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ミ船舶用トシテ使用スル石炭以外ノ石炭ノ使用數量常時月額八百五十噸ニ達セザル者ヲ除ク以下同ジ)ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一、船舶用トシテ使用スル石炭ヲ買受クル時

二、販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可

石炭販賣取締規則(旧)

第七條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者(組合員ノ使用ニ供スル爲常時月額八百五十噸以上ノ石炭共同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ム以下同ジ)ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ購入(本則施行前ニナシタル契約ニ依ル受入ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一、船舶用品タル石炭購入スルトキ

二、天災事變其他止ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

ヲ受クルコト能ハザルトキ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間(以下上期ト稱ス)ニ買受クル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間(以下下期ト稱ス)ニ買受クル石炭ニ付テハ六月三十日迄ニ其ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、使用場所
 - 二、買受ケントスル石炭ノ種類別及用途別數量
 - 三、買受ノ時期及場所
 - 四、買受先ノ氏名名稱及住所
 - 五、前年同期ニ於テ前條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ノ買受先別、銘柄別及用途別數量
- 第三條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ他人ニ讓渡シ又ハ同條但書第一號若ハ第二號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケズシテ買受ケタル石炭ヲ其ノ買受ノ目的以外ノ用

第八條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間ニ購入スル石炭ニ付テハ一月三十一日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ購入スル石炭ニ付テハ七月三十一日迄ニ許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、使用場所
 - 二、購入セントスル石炭ノ銘柄別及用途別數量
 - 三、受入ノ時期及場所
 - 四、購入先ノ氏名、名稱及住所
 - 五、前回許可ヲ受ケテ購入シタル石炭ノ購入先別、銘柄別及用途別數量及價格
 - 六、銘柄及場所別貯炭數量
- 第十條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第七條ノ許可ヲ受ケテ購入シタル石炭ヲ他人ニ讓渡スルトコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ニシ

テ石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者タル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ヲ當該石炭山ノ事業用又ハ製鐵事業用、發電事業用若ハ人造石油製造事業用ニ使用スルコトヲ得ズ

但シ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ使用スル場合及天災事變其他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受ケルコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ上期ニ使用スル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ、下期ニ使用スル石炭ニ付テハ六月卅日迄ニ其ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、使用場所

二、使用セントスル石炭ノ種類別及用途別數量

三、使用設備ノ概要

四、前年同期ニ於テ使用シタル石炭ノ種類別及用途別數量

五、使用セントスル石炭ノ取得方法

第六條 日本石炭株式會社ハ毎年上半年及下期ニ於ケル日本石炭株式會社、日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケル者及石炭配給統制法第一條ノ指定會社（以下單ニ指定會社ト稱ス）ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

日本石炭株式會社前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ二月末日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テハ八月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
日本石炭株式會社第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ當該地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第九條 第七條ノ許可ヲ受ケタル者前條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體毎年四月一日ヨリ九月三十日及十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ生産又ハ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間ノ計畫ハ二月末日迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ計畫ハ八月三十一日迄ニ之ヲ提出シ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ。

商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ。別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫ニ從フベシ

第七條 石炭販賣業者ノ団体又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若
ハ株主トスル會社ニシテ商工大臣ノ指定シタル者(以下
指定仲買団体ト稱ス)ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指
定仲買団体及ビ其ノ団体員、社員又ハ株主タル石炭ノ販
賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承
認ヲ受クベシ之レヲ變更セントスルトキハ亦同ジ

指定仲買団体前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配
給計畫ニ付テハ一月三十一日迄ニ下期ノ配給計畫ニ付テ
ハ七月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
配給計畫ノ承認申請書ハ日本石炭株式會社ヲ經由スベシ
日本石炭株式會社配給計畫ノ承認申請書ヲ受理シタルト
キハ之ニ關スル意見ヲ附シ遲滯ナク之レヲ商工大臣ニ進
達スベシ

指定仲買団体第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ
指定スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細書ヲ定メ之
レヲ當該地方長官及日本石炭株式會社ニ提出スベシ之レ
ヲ變更シタルトキハ亦同ジ

第八條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ變更

ヲ命ズルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ配給計畫明細表ノ變更
ヲ命ズル事ヲ得

第九條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買団体ハ商工大臣ノ
承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給
計畫ノ明細表ニ依ルニ非ザレハ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第十條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買
受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産
業者ハ日本石炭株式會社ガ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ
非ザレバ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル
石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

三、前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除ク外販賣業者又ハ
組合員ノ爲ニ共同購入ヲナス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ二月二百噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ

第三條 別表ニ掲グル株式會社又ハ團體ノ株主又ハ團體員
タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ株主タル株式會
社又ハ所屬スル團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザ
レバ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ但
シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲
ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五
十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業場其
ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超エザルトキ

工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超
エザルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニアリタルニ因リ
販賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

日本石炭株式会社販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商
工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シ
タル配給計畫ノ明細表ニ從フベシ

日本石炭株式会社指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生
産業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ
團體員タル石炭ノ生産業者ニ販賣指圖書ヲ交付スル場合
ニ於テハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由シテ之ヲ爲ス
ベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ニ
其ノ日本石炭株式会社ヨリ買受ケタル石炭ノ賣渡ニ關ス
ル販賣指圖書ヲ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭
ノ販賣業者ハ當該指定仲買團體ノ交付スル販賣指圖書ニ
依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販
賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第四條 別表乙號ニ掲グル株式会社又ハ團體ノ株主又ハ團
體員タル石炭ノ販賣業者ハ其ノ株主タル株式会社又ハ所
屬スル團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ輸入
炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又
ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對ス
ル賣渡數量ガ一月五十噸、使用者ニ對スル賣渡數量
ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月五十噸ヲ
超エザルトキ

三、石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ石炭ヲ賣渡スト
キ(同條但書第一號ニ掲グル場合ヲ含ム)又ハ同條但
書第三條ノ許可ヲ受ケ日本石炭株式会社以外ノモノ
ニ石炭ヲ賣渡ストキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販
賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

指定仲買團體販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大
臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル
配給計畫ノ明細表ニ從フベシ

第十二條 日本石炭株式会社又ハ指定仲買團體販賣指圖書

グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲
ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當五十噸
使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業場其ノ他ノ
使用場所毎ニ月當五十噸ヲ超エザルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販
賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

ヲ交付シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ販賣指圖書ニ記載シタル賣渡先ニ通知スベシ通知シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

- 一、種類別賣渡數量
- 二、賣渡先ニ於ケル用途
- 三、賣渡ノ時期
- 四、販賣指圖書ノ交付先

第十三條 石炭ヲ販賣スルモノハ第九條、第十條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ配給計畫若ハ配給計畫ノ明細表又ハ販賣指圖書ニ依リ賣渡ス場合及ビ石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ賣渡場合（同條但書第二號ニ掲グル場合ヲ含ム）ヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

- 一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ
- イ、御料品
- ロ、船舶用品
- 二、前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又

ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超エザルトキ

- 三、第三條但書ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ賣渡ストキ
- 四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第十四條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、賣渡先
- 二、賣渡セントスル石炭ノ銘柄別數量
- 三、賣渡先ニ於ケル用途
- 四、賣渡ノ時期及場所
- 五、買受ケタル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ其ノ買受先前項ノ許可申請書ニハ當該賣渡先ニ於テ當該石炭ヲ買受クベキ事ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第十五條 石炭ノ賣買業者ノ團體又ハ石炭販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依ル商

第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ許可ヲ

受クルニ非ザレバ石炭ヲ販賣（昭和十五年三月三十一日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ販賣スルトキ
- イ、御料品
- ロ、船舶用品
- 二、販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超エザルトキ

三、別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式会社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ガ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルトキ

第四條 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者前條ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一、販賣先
- 二、販賣セントスル石炭ノ銘柄別數量及價格
- 三、販賣先ニ於ケル用途
- 四、引渡ノ時期及場所

工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ規約又ハ定款ヲ添付シ之レヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、名稱

二、事務所ノ位置

三、役員ノ氏名名稱及住所

四、團員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ氏名名稱及店舖ノ位置指定仲買團体前項各號ニ掲グル事項

又ハ規約若ハ定款ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之レヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前二項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第十六條 商工大臣第七條第一項ノ指定ヲナス場合ニ於テハ當該指定仲買團体ニ付第一回ノ配給計畫ノ始期及終期竝ニ其ノ提出期限ヲ定メ之レヲ告示ス
指定仲買團体ハ第一回ノ配給計畫ニ付テハ第七條第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ定ムル所ニ依ルベシ

第十一條 第一項ノ規定ハ指定仲買團体ノ團員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者當該指定仲買團体ノ第一回ノ配給計畫ノ始期ノ前日迄ニ石炭ヲ賣渡ス場合ニ付テハ之レヲ適用セズ

第十七條 石炭ノ生産業者(輸入業者、移入業者)又ハ販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ノ銘柄別數量

二、買受ケタル石炭ノ銘柄別數量價格、約定及受入ノ年月日竝ニ買受先ノ氏名名稱及住所

三、賣渡シタル石炭ノ銘柄別及賣渡先ニ於ケル用途別數量及價格、約定及引渡ノ年月日、引渡場所並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所

四、毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量

石炭ヲ十割未滿賣渡シタル場合ニ於テハ前項第三號ノ賣渡先ニ於ケル用途別數量及價格竝ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所ハ之レヲ記載スルコトヲ要セズ

第十八條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者(輸入業者、移入業者)若ハ販賣業者、

第十一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、生産シ又ハ購入シタル石炭ノ銘柄別數量及價格約定及受入ノ年月日竝ニ購入先ノ氏名、名稱及住所

二、第一條ノ許可ヲ受ケ又ハ販賣指圖書ニ依リ販賣シタル石炭ノ銘柄別及販賣先ニ於ケル用途別數量及價格、約定及引渡ノ年月日、引渡場所竝ニ販賣先ノ氏名、名稱及住所

三、毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量

第十二條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ別表甲號若ハ乙號ニ掲グル株式會社若ハ團體、石炭ノ

常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者、日本石炭株式會社、指定會社、石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ販賣業者、常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スルモノ又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムル事ヲ得

第十九條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル石炭ニ付毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ日本石炭株式會社ニ提出スベシ

前項ノ報告書ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體員タル石炭ノ生産業者ニ在リテハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由スベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石

炭ノ生産業者若ハ販賣業者又ハ常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭販賣業者又ハ其ノ月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 別表甲號又ハ乙號ニ掲グル株式會社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭生産業者又ハ販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中引渡ヲ爲シタル石炭ノ引渡先別及銘柄別數量及價額並ニ引渡ノ年月日ヲ其ノ株主タル株式會社又ハ所屬團體ニ報告スベシ

炭ノ生産業者ガ日本石炭株式會社ヨリ買受ケタル石炭ニ付提出スル報告書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ當該指定仲買團體ニ提出スベシ

第二十條 日本石炭株式會社ハ毎月十五日迄ニ前々月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第一項ノ規定ニ依リ提出アリタル前々月分ノ報告書ヲ取纏メ之レヲ商工大臣ニ提出スベシ
指定仲買團體ハ毎月末日迄ニ前月中ニ賣渡シテ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第二項ノ規定ニ依リ提出アリタル前々月分ノ報告書ヲ取纏メ之レヲ商工大臣及日本石炭株式會社ニ提出スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行シ但シ第十七條及第十八條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ、第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之レヲ施行ス

本則ノ規定ハ昭和十五年九月三十日迄ニ爲ス石炭ノ買受ケ
讓渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之レヲ適用セズ

昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期
間ニ使用スル石炭ニ付テハ第五條ノ許可申請書ハ同條ノ規
定ニ拘ラズ昭和十五年八月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出ス
ベシ

昭和十五年十月一日以後ニ引渡シ又ハ受入ル、石炭ニ付テ
ハ石炭販賣取締規則第二條又ハ同則第八條ノ規定ニ依リ本
則施行ノ日迄ニ提出シタル許可申請書ハ之ヲ第十三條又ハ
第二條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第二條第五號、第三條及第四條但書ノ規定ノ適用ニ付テハ
石炭販賣取締規則第七條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ
第一條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際石炭販賣取締規則別表乙號ニ掲グル株式会社
及團體ハ之ヲ第七條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シ
タル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ第七條第二項ノ規定ニ拘ラズ昭
和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條及第十四條ノ
規定ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月三十日迄ハ石炭ノ生産業者若ハ販賣業者又
ハ當時日額ハ百五十兩以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第一條第
三條第四條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラズ商工大臣ノ許可ヲ受
ケズ又ハ販賣指圖書ニ依ラズシテ石炭ヲ販賣シ又ハ購入ス
ルコトヲ得

當時月額ハ百五十兩以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ昭和十四年
十月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日ニ至ル期間ニ購入ス
ル石炭ニ付テハ昭和十四年八月三十一日迄ニ第八條ノ許可
申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

石炭配給統制規則ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス但
シ同則ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

ノ配給計畫ニ付テハ昭和十五年八月十日迄ニ商工大臣ニ提
出スベシ

石炭販賣取締規則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ廢止シ但
シ同則第十三條又ハ同則第十四條ノ規定ニ依ル同年九月分
ノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

石炭販賣取締規則ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰
則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

(參 照)

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關
スル臨時措置ニ關スル件ナリ

(別表) 甲 號

昭和石炭株式会社

互助會石炭株式会社

常磐炭礦聯合會

常磐無煙炭同業會

宇部石炭礦業聯合會

北海道石炭同交會

乙 號

若松合同石炭統制組合

東京石炭統制組合

横濱石炭統制組合

静岡石炭統制組合

名古屋石炭統制組合

京都石炭統制組合

大阪石炭統制組合

神戸石炭統制組合

(參 照)

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關
スル臨時措置ニ關スル件ナリ

陸 軍 燃 料 廠 令

(昭和十五年七月三十一日公布勅令第四百九十三號)

第一條 陸軍燃料廠ハ陸軍ニ必要ナル燃料、脂油及此等ノ
副産品ノ製造、此等ノ製品ノ検査、原料ノ購買及貯藏並

ニ燃料及脂油ノ製造ニ關スル調査及研究ヲ行フ

第二條 陸軍燃料廠ニ總務部、整備部、研究部及會計部並

ニ所要ノ製造所及貯蔵所ヲ置ク其ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ陸軍燃料廠ノ出張所ヲ置ク

コトヲ得

第四條 陸軍燃料廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長

部長

製造所長

貯蔵所長

廠員

附

准士官、下士官及判任文官

出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ廠員ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 廠員ハ陸軍大臣ニ隸シ陸軍燃料廠ノ業務ヲ總理ス

廠長ハ航空ニ關スル燃料及脂油ノ製造、調査及研究ニ關

シテハ陸軍航空本部長ノ區處ヲ承ク

第六條 部長ハ廠長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 製造所長及貯蔵所長ハ廠長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第八條 廠員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第九條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

又ハ事務ニ従事ス

第十條 廠長ハ官廳又ハ民間ヨリ燃料又ハ脂油ニ關スル製

造、研究又ハ試験ニ付指導ノ依頼アルトキハ第一條ノ規

定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ニ應

ズルコトヲ得

第十一條 衛戍地外ニ在ル製造所又ハ貯蔵所ニ衛兵ヲ置ク

ノ必要アルトキハ製造所長又ハ貯蔵所長ハ所在地所管師

團長ニ衛兵ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

之ヲ廠長ニ報告スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

小麥粉等配給統制規則

(昭和十五年八月八日公布農林省令第六十五號)

農林省では小麥の配給統制について、小麥粉の配給統制を斷行する事となり過般來企畫院と打合中であつたが愈々輸出入品等臨時措置法第二條に基き農林省令「小麥粉等配給統制規則」を八日附官報を以て公布二十日より施行する事となつた。

第一條 小麥粉製造業者にして農林大臣の指定するもの(指定小麥粉製造業者)はその製造する小麥粉を農林大臣の指定するもの(中央小麥粉配給機關)以外のものに賣渡す事を得ず、中央小麥粉配給機關はその取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし、これを變更せんとする時また同じ

第二條 中央小麥粉配給機關は地方長官の指定するもの(地方小麥粉配給機關)以外のものに小麥粉を賣渡す事を得ず但し特別の事情により農林大臣の許可を受けたる場合はこの限りに非ず

第三條 指定小麥粉製造業者以外の小麥製造業者にして地方長官の指定するものはその製造する小麥粉を當該道府縣の地方小麥粉配給機關以外のものに販賣(本令施行前になしたる契約による引渡しを含む)し又は販賣の委託をなす事を得ず但し特別の事情により地方長官の許可を受けたる場合はこの限りに非ず

第四條 地方小麥粉配給機關はその取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め地方長官の認可を受くべしこれを變更せんとする時又同じ

第五條 小麥粉を所有し又は賣渡しの目的を以つて占有す

るものはその所有し又は占有する小麥粉につき農林大臣より昭和十五年一月農林省商工省告示第一號に掲ぐる販賣價格により買入れの申込に應じこれを賣渡すべし

第六條 小麥粉を原料とする物品の製造を業となし又は小麥粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品を製造する事を得ず、小麥粉を原料とする物品の製造を業となし又小○粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品を製造せんとする時は地方長官の許可を受くべし

第七條 農林大臣又は地方長官小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の配給を統制するため特に必要ありと認むるときは當該物品の製造を業となすもの又は當該物品の賣買若くはその代理をなすものに對し必要なる命令をなす事を得

第八條 小麥粉の製造設備の新設増設又は改設をなさんとするものは農林大臣の指定するものにおいて農林大臣その他のものにおいて地方長官の許可を受くべし

第九條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第

十條に掲ぐるものより小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の配給に關し必要なる報告を聽する事を得

附 則

本令は昭和十五年八月二十日よりこれを施行す、第一條の中央小麥粉配給機關の指定あるまでは指定小麥粉製造業者は農林大臣の指定するもの、定むる小麥粉配給計畫に従ひその製造する小麥粉を賣渡すべし

前項の場合に於ては指定小麥粉製造業者は地方小麥粉配給機關以外のものに小麥粉を賣渡すことを得ず、但し特別の事情に依り農林大臣の許可をうけたる場合はこの限りに非ず

第二項の農林大臣の指定するものは小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可をうくべしこれを變更せんとする時又同じ小麥粉製造業者は右に掲ぐる事項を本令施行の日より十日以内に指定する小麥粉製造業者においては農林大臣にその他のものにおいて地方長官に届出づべし

一、小麥粉製造設備の所在の銘所台數型式及び製造能力
二、本會の公布の日に於ける小麥及び小麥粉の所有數量

〔参考〕

農林省では來る二十日より小麥粉配給統制規則を實施するその要旨は次の如くである。

- 一、大口製粉業者十五社を以つて資本金二千萬圓程度の中央共販會社を組織せしめこれと協力して小麥粉の獨占的集荷原麥の共同購入等に當らしめる事、同社は九月中旬より業務開始の豫定であるがそれまでの暫定措置として全國製粉協會をしてこれを代行せしめる
- 二、中央の共販會社に一元的に集荷された小麥粉は府縣單位の配給機關に流す府縣の配給機關は各製粉會社の特約店が主體となりこれに大口取扱業者が參加して組織す、

但しこれを今組織化するか乃至は會社組織化するが各地方長官の任意とす

- 三、各府縣における小口製粉業の小麥粉は全部これを(一)の府縣配給機關に賣渡すこと
- 四、府縣の配給機關は地方長官の認可を受けた一官の配給計畫に基き實需者團體(製粉工業組合等)小賣商業組合(乾物屋等)等に配給す
- 五、小麥粉を原料とする高級菓子等に對し製造禁止乃至は許可制等嚴禁規定を設ける事
- 六、製粉設備の新設増設等に對し許可制を布き原則的には當不許可方針をとる事

石炭坑爆發豫防試驗所試驗研究規則

(昭和十五年八月十五日公布商工省令第六十一號)

第一條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ石炭坑用爆藥類又ハ機械器具ノ試驗ノ依頼ヲ爲ス者ハ様式第一號ノ依頼書ニ現品

ヲ添ヘテ之ヲ差出スベシ
第二條 石炭坑用爆藥類又ハ機械器具ノ試驗ヲ爲差出スベシ

キ現品ノ數量左ノ如シ

一爆 藥

分析 每一件 一藥包四十五グラム以上ノモノ

二藥包

坑道試験

瓦斯ニ依ルモノ 每一回 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ二藥包以上

炭塵ニ依ルモノ 每一回 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ二藥包以上

彈道振子試験 每一回 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ二藥包以上

殉爆試験 每一回 一藥包百グラム以上ノモノ三藥包以上

爆焰試験 每一回 一藥包百グラム(藥徑三十二ミリメートル)ノモノ二藥包以上

落錘試験 每一件 一藥包四十五グラム以上ノモノ十藥包

耐熱試験 每一件 一藥包四十五グラム以上

二火工品

導火線

燃速試験 每一回 十メートル以上ノモノ一筒

安全度試験 每一回 十メートル以上ノモノ一筒

耐水試験 每一回 十メートル以上ノモノ一筒(普通雷管十筒ヲ添フベシ)

火藥分析 每一件 十メートル以上ノモノ五筒

雷 管 威力試験 每一回 二筒

安全度試験 每一回 二筒

電氣抵抗試験 每一回 二筒

齊發試験 每一回 齊發數ノ二倍ノ筒數

三發破用點火器 電氣點火器

ノモノ二藥包

安全度試験 每一回 一筒

能力試験 每一件 一筒(最大齊發數ノ二倍ノ筒數ノ電氣雷管ヲ添フベシ)

導火線點火器

安全度試験 每一回 二筒(導火線三十センチメートルヲ添フベシ)

能力試験 每一件 二筒(導火線二十センチメートルヲ添フベシ)

四電氣機械器具

安全度試験 每一回 一筒

機構検査 每一件 一筒

強度試験 每一回 一筒

五照明器具

揮發油安全燈 安全度試験 每一回 一筒

強度試験 每一件 五筒

光度試験 每一件 一筒

硝子筒試験 每一件 硝子筒百筒

携帶用安全燈

安全度試験 每一回 一筒(電球五筒及硝子板五枚ヲ添フベシ)

強度試験 每一件 三筒

光度試験 每一件 一筒

定著安全電燈

安全度試験 每一回 一筒(外球五筒及電球五筒ヲ添フベシ)

強度試験 每一件 五筒

六可燃性瓦斯檢定器

簡易可燃性瓦斯檢定器(揮發油檢定燈其ノ他之ニ準ズルモノ)

安全度試験 每一回 一筒

性能試験 每一件 一筒

精密可燃性瓦斯檢定器

安全度試験 每一回 一筒

性能試験 每一件 一筒

誤差試験 每一件 一筒

七 測風器

性能試験 每一件一箇
誤差試験 每一件一箇

八 自動警報器

可燃性瓦斯自動警報器

性能試験 每一件一箇

通風自動警報器

性能試験 每一件一箇

九 前各號ニ掲ゲザル試験前各號ノ規定ニ準ズ

第三條 石炭坑爆發豫防試験所長試験ノ爲必要アリト認ム

ルトキハ更ニ相當數量ノ現品ヲ差出サシムルコトヲ得

第四條 石炭坑爆發豫防試験所長試験ヲ爲スノ必要ナシト

認ムルトキ又ハ試験ヲ爲スコト能ハザルトキハ依頼ニ應

セザルコトヲ得

第五條 試験ノ爲差出シタル現品ハ誤差試験ノ爲差出シタ

ルモノヲ除クノ外之ヲ還付セズ但シ差出ノ際豫メ申出ア

リタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

現品還付ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スベシ

第六條 石炭坑爆發豫防試験所ニ試験ヲ通常ノ依頼ニ先チ

テ急速ニ又ハ日時ヲ限リ施行スルコトヲ依頼スル者ハ依

頼書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ但シ石炭坑爆發豫防試験所ノ

都合ニ依リ遅延スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得

ズ

第七條 石炭坑爆發豫防試験所長試験ノ爲必要アリト認ム

ルトキハ依頼者ヲシテ機械、器具、材料又ハ勞務ヲ提供

セシムルコトヲ得

第八條 石炭坑爆發豫防試験所ハ試験ノ爲差出シタル現品

ニ付試験中生ジタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セズ

第九條 石炭坑ニ於ケル瓦斯又ハ炭塵ノ爆發豫防ニ關スル

調査研究ノ爲石炭坑爆發豫防試験所ノ設備ヲ使用セント

スル者ハ其ノ履歷書ヲ添ヘ様式第二號ノ願書ヲ差出スベ

シ

第十條 當該官吏ハ貼附印紙ノ手数料金額ニ相當スルコト

ヲ確認シタル後書類ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒肉ヲ

用ヒ消印ヲ捺捺スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭坑爆發豫防試験所受託試験規則ハ之ヲ廢止ス

様式第一號

試驗依頼書

收入
印紙

貼付シタル收入印紙ノ額

一品一名

二製造者名

三試験ノ種類

右試験及依頼候也

年 月 日

住所

依頼者 氏

名 印

石炭坑爆發豫防試験所長宛

備考

一 第五條ノ規定ニ依リ現品ノ還付ヲ受ケントスル場合

ニ於テハ其ノ旨ヲ附記スルコト

一 爆薬ノ分析、坑道試験又ハ彈道振子試験ニ在リテハ

爆薬ノ配合成分ヲ、坑道試験ニ在リテハ右ノ外一回ノ

試験裝藥量ヲ附記スルコト

様式第二號

使用願書

一 調査研究ノ目的

二 設備名

三 使用期間

右調査研究ノ爲使用致度別紙履歷書相添及願候也

年 月 日

住所

使用者 氏

名 印

石炭坑爆發豫防試験所長宛

石炭坑爆發豫防試驗所手數料及使用料令

(昭和十五年八月十三日公布勅令第五百三十號)

第一條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ石炭坑用爆發藥類又ハ機械

器具ノ試驗ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納

ムベシ

一爆藥

分析 每一件 三十五圓

坑道試驗

瓦斯ニ依ルモノ 每一回 十四圓

炭塵ニ依ルモノ 每一回 五圓

彈道振子試驗

每一回 二圓

殉爆試驗

每一回 三十錢

爆焰試驗

每一件 五圓

落錘試驗

每一件 二圓

耐熱試驗

每一件 一圓

二火工品

導火線

燃速試驗

每一回 二十錢

安全度試驗

每一回 十六錢

耐水試驗

每一回 十錢

火藥分析

每一件 十圓

雷管

威力試驗

每一回 五十錢

安全度試驗

每一回 五十錢

電氣抵抗試驗

每一回 三錢

齊發試驗

每一回 二十錢

三發破用點火器

電氣點火器

安全度試驗

每一回 二十錢

能力試驗

每一件 五圓

導火線點火器

安全度試驗

每一回 十錢

能力試驗

每一件 五圓

四電氣機械器具

大型

安全度試驗

每一回 一圓二十錢

機構檢查

每一件 八圓

強度試驗

每一回 二圓四十錢

中型

安全度試驗

每一回 七十錢

機構檢查

每一件 五圓

強度試驗

每一回 二圓

小型

安全度試驗

每一回 四十錢

機構檢查

每一件 三圓

強度試驗

每一回 一圓四十錢

五照明器具

揮發油安全燈

安全度試驗

每一回 十錢

強度試驗

每一件 四圓

光度試驗

每一件 五圓

硝子筒試驗

每一件 七圓

攜帶用安全電燈

安全度試驗

每一回 十五錢

強度試驗

每一件 四圓

光度試驗

每一件 五圓

定著安全電燈

安全度試驗

每一回 二十錢

強度試驗

每一件 五圓

六可燃性瓦斯檢定器

簡易可燃性瓦斯檢定器

安全度試驗

每一回 二十錢

性能試驗

每一件 五十圓

精密可燃性瓦斯檢定器

安全度試驗

每一回 二十錢

性能試驗

每一件 七十圓

誤差試驗

每一件 五圓

七測風器

性能試験 每一件 十五圓

誤差試験 每一件 三圓

八自動警報器

可燃性瓦斯自動警報器

性能試験 每一件 七十圓

通風自動警報器

性能試験 每一件 五十圓

九前各號ニ掲掲グルモノ、外石炭坑用爆藥類及機械器具ノ試験ニ關スル手數料ノ額ハ前各號ノ規定ニ準シ石炭坑爆發豫防試驗所長之ヲ定ム

第二條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ試驗ヲ通常ノ依頼ニ先チテ急速ニ施行スルコトヲ依頼スル者ハ前條ノ規定ニ依ル額ノ二倍、日時ヲ限り施行スルコトヲ依頼スル者ハ三倍ノ手數料ヲ納ムベシ

第三條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ石炭坑用爆藥類又ハ機械器具ノ種類別又ハ型式別ノ檢定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

定著安全電燈 每一件 四十五圓

七可燃性瓦斯檢定器

簡易可燃性瓦斯檢定器 每一件 七十圓(揮發油安全燈下シテ合格シタルモノニ付テハ五十圓)

精密可燃性瓦斯檢定器 每一件 九十圓

八測風機

九自動警報器

可燃性瓦斯自動警報器 每一件 七十圓

通風自動警報器 每一件 五十圓

型式別ノ檢定ニシテ石炭坑爆發豫防試驗所長構造圖ニ依ル審査又ハ機構ノ審査ノミニ依リテ爲スヲ適當ト認ムルモノ、手數料ノ額ハ前項ノ規定ニ依ル額ノ十分ノ一トス

第四條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ石炭坑用精密可燃性瓦斯檢定器又ハ測風器ノ簡別ノ檢定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

一精密可燃性瓦斯檢定器 每一件 五十圓

二測風器 每一件 三圓

第五條 種類別又ハ型式別ノ檢定ノ合格證ノ再交付ノ申請ヲ爲ス者ハ二圓ノ手數料ヲ納ムベシ
簡別ノ檢定ノ合格證ノ再交付ノ申請ヲ爲ス者ハ五十圓ノ手數料ヲ納ムベシ

一爆藥 每一件 二百十圓

二火工品

導火線 每一件 二十圓

雷管

普通雷管 每一件 十圓

電氣雷管 每一件 十五圓(普通雷管トシテ合格シタルモノニ付テハ五圓)

三發破用點火器

電氣點火器 每一件 二十五圓

導火線點火器 每一件 十五圓

四電氣機械器具

大型 每一件 八十圓

中型 每一件 五十圓

小型 每一件 三十圓

五電線 每一件 十圓

六照明器具

揮發油安全燈 每一件 三十六圓

攜帶用安全電燈 每一件 三十九圓

第六條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ試驗ノ依頼ヲ爲ス者其ノ試驗ノ報告書ノ複本ヲ請求スルトキハ一通ニ付紙數二枚

毎ニ二十錢、圖面又ハ寫眞一枚毎ニ五十錢以上二十圓以下其ノ外國語ニ依ル複本ヲ請求スルトキハ一通ニ付五十圓以上二十圓以下ノ手數料ヲ納ムベシ

前項ノ規定ハ檢定ノ申請ヲ爲ス者其ノ檢定ノ成績書ノ交付ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第七條 石炭坑爆發豫防試驗所ノ設備ヲ使用セントスル者ハ七日又ハ其ノ端數毎ニ十圓以上百圓以下ノ使用料ヲ前納スベシ

第八條 手數料及使用料中最高及最低ノ限度ヲ定メタルモノニ付テハ石炭坑爆發豫防試驗所長其ノ額ヲ定ム

第九條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附 則

本令ハ昭和十五年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十一年勅令第三百八十二號ハ之ヲ廢止ス
(參照)昭和十一年十月二十一日公布勅令第三百八十二號ハ
鑛山監督局ニ於テ行フ受託試驗ノ手數料ニ關スル件ナリ

臨時米穀配給統制規則

(昭和十五年八月二十日公布農林省令第七十四號)

前内閣は七月九日の閣議に於て農林、商工兩省事務調整に關する件と共に米穀集荷配給機構の要綱を決定したが、政府は右要綱に準據輸入品等臨時措置法第二條第三條に基き臨時米穀配給統制規則を決定し、廿日公布、來月十日より施行することとなつた、今回の米穀配給統制規則は大體小麥の場合と同様に集荷配給機構整備強化し米穀レーンを確立したものである。

第一條 米穀の配給の統制は差當り本則の定むる所に依る

第二條 米穀生産者又は土地に付權利を有する者のその生産し又は小作料として受けたる米穀の出荷はその所屬する市農會又は町村農會の統制に従ひ之を爲すものとす

第三條 販賣組合及び農業倉庫業者以外の者が米穀生産者又は土地に付權利を有する者よりその生産し又は小作料として受けたる米穀を買受け(本令施行前に爲したる契約に依り受入る、場合を含む)又は販賣の委託を受けんとするときは、左に掲ぐる場合を除くの外當該米穀生産者又は土地に付權利を有する者の所屬する市農會又は町村農會の出荷統制に依るべし

者又は土地に付權利を有する者の所屬する市農會又は町村農會の斡旋に依るべし

(一)特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

(二)其他農林大臣の指定したる場合

販賣組合又は農業倉庫業者が米穀生産者又は土地に付權利を有する者よりその生産し又は小作料として受けたる米穀の販賣の委託を受けんとするときは當該米穀生産者又は土地に付權利を有する者の所屬する市農會又は町村農會の出荷統制に依るべし

第四條 米穀の販賣の委託を受けたる販賣組合又は農業倉庫業者は當該道府縣を區域とする販賣組合聯合會(聯合農業倉庫業者たる場合を含む以下同じ)以外の者にその米穀を販賣(本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)し又は販賣の委託を爲すことを得ず、但し

地方長官の定むる所に依り市農會又は町村農會(地方長官市町村を指定したる場合は當該市町村)の承認を受けたる場合はこの限に在らず

前條の規定に依り市農會若くは町村農會の斡旋に依り米穀を買受け若くは販賣の委託を受けたる者又は前條第一項第一號若くは第二號の場合に於て米穀を買受け若くは販賣の委託を受けたる者は地方長官の指定する米穀取扱業者の團體(以下米穀商統制團體と稱す)以外の者にその米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し地方長官の定むる所に依り市農會又は町村農會(地方長官市町村を指定したる場合は當該市町村)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

合を除くの外、米穀生産者又は土地に付權利を有する者よりその生産し又は小作料として受けたる米穀を收受したる者その米穀を販賣し又は販賣の委託を爲さんとするとき亦前項に同じ

第五條 販賣組合聯合會は地方長官の指示に依り當該道府縣内の配給に充つべき米穀を當該道府縣の米穀商統制團體に販賣する場合を除くの外全國米穀販賣購買組合聯合會(聯合農業倉庫業者たる場合を含む以下同じ)以外の者に米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此限に在らず

全國米穀販賣購買組合聯合會は農林の許可を受けたる場合の外政府又は日本米穀株式會社以外の者に前項の規定に依り販賣の委託を受けたる米穀を販賣することを得ず米穀商統制團體は地方長官の指示に依り當該道府縣内の配給に充つべき米穀を當該道府縣の米穀取扱業者又は其團體に販賣する場合を除くの外政府又は日本米穀株式會社以外の者に米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず

得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此限に在らず

第六條 日本米穀株式會社は、政府又は米穀商統制團體以外の者に米穀を販賣することを得ず、但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此限に在らず

第七條 農林大臣の指定する地に於ては米穀商統制團體は地方長官の指定する米穀小賣業者の團體以外の者に當該地に配給すべき米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此限に在らず

第八條 何等の名義を以てするを問はず第三條又は第四條の規定に依る制限又は禁止を免るゝ行為を爲すことを得ず

第九條 農林大臣又は地方長官米穀の配給を統制するため特に必要ありと認むるときは米穀を所有し又は販賣の目的を以て占有する者に對し倉庫、期間其他必要な事項を定め其所有し又は占有する米穀を寄託すべきことを命ずることを得

第十條 米穀を所有し又は販賣の目的を以て占有する者は其所有し又は占有する米穀につき農林大臣より昭和十四年農林、商工省令第八號第二項の規定に依り告示する最高販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其申込に應じ之を賣渡すべし

第十一條 農林大臣又は地方長官米穀の配給を統制するため特に必要ありと認むるときは米穀を所有し若し占有する者、市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其他米穀の買入若し賣渡又は其代理若し媒介を爲す者又は其團體に對し米穀の配給に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合聯合會、道府縣を區域とする販賣組合聯合會又は米穀商統制團體は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

(一)買受け又は販賣の委託を受けたる米穀の種類別數量、價格及び買受け又は販賣の委託を受けたる年月日並にその賣渡人又は販賣委託者の氏名名稱及び住所

(二)販賣し又は販賣の委託を爲したる年月日並にその買

受人又は販賣受託者の氏名名稱及び住所

第十三條 米穀小賣業者、組合員の爲に米穀の購入を爲す購買組合、漁業組合若しは商業組合又はその聯合會その他組織員の爲に米穀の共同購入若しは購入の斡旋を爲す團體にして地方長官の指定するものは帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

(一)買受けたる米穀の種類別價格、數量及び買受の年月日並にその賣渡人の氏名名稱及び住所

(二)販賣したる米穀の數量、價格及賣渡の年月日並にその買受人の氏名名稱及び住所

(三)購入の斡旋を爲したる米穀の種類別數量、價格及び斡旋の年月日並にその賣渡人及び買受人の氏名名稱及び住所

第十四條 第三條第一項第一號に該當する場合において米穀を買受け又は販賣の委託を受けたる者は地方長官の定める所に依り前月中に買受け又は販賣の委託を受けたる米穀の種類別數量及び價格並にその賣渡人又は販賣委託者の氏名名稱及び住所を地方長官に報告すべし

第十五條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは

第十一條に掲ぐる者より米穀の配給に關し必要なる報告を徴することを得

附 則

本令は昭和十五年九月十日より之を施行す販賣組合、農業倉庫業者、道府縣を區域とする販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、米穀商統制團體、日本米穀株式會社並に米穀小賣業者、組合員の爲に米穀の購入を爲す購買組合、購買組合聯合會、漁業組合、商業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及び組織員の爲に米穀の共同購入又は購入の斡旋を爲す團體を除くの外米穀を買受け又は販賣の委託を受けたる者にして本令施行の際現にその米穀を所有し又は販賣に目的を以て占有するものはその米穀を當該道府縣の米穀商統制團體以外の者に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し當該米穀商統制團體の承認を受けたる場合はこの限りに在らず

日發手持炭八十萬噸

日本發送會社では九月末貯炭量百萬噸を目標に専ら貯炭量の増加に努めてあるが最近の調査に依る日發の手持炭は全國合計八十二萬九千二百噸を突破し頗る好調を見せようとして最近一週間に於ける一日平均の出入れを見るに入荷量は平均五千四百二十二噸であり、これに對し消費量が三千五百二十七噸となつてゐる、差引き一千六百餘噸の貯炭増となつてゐるのでこの調子で推移すれば一ヶ月五萬噸内外の餘裕を有つことになるので九月末百萬噸貯炭は格別困難なものではないと見てよい、しかし乍ら右の貯炭量八十二萬九千餘噸は全部使用に堪へるものではなく規格外のものが相當含まれて居り即ち同社の調へに依る適性炭として單獨にて使用に堪へるものは四十八萬三千噸で約六割に過ぎず餘餘は重油その他を併用せれば使用不可能となつてゐるの

運賃諸掛フル加算

一時實施延期か

日炭開業迄に算出困難

日本石炭會社の開業は餘すところ一ヶ月半に接したが、未だ買取價格の決定を見ず販買基準價格の算出は不可能の状態にありその上積込み費、汽船、鐵道運賃諸掛等のフルを行ふことになつてゐるが、各消費都市着値段はこの運賃諸掛フルが出来ない限り決定することが出来ず實際問題として今後一ヶ月半の期間に於いては到底販買價格を決定することは困難なるに鑑み、日本石炭會社操業延期か或ひは運賃諸掛のフル加算を一應延期し適當の時期實施するか何れかを選ばなければならぬ岐路に立

一日に三萬噸

來月から處女列車

發炭若松の新體制を確立する日本一の石炭積込高架橋が冬期需要期を前にして八月十五日全く完成し、九月一日から待望の處女列車を運轉することになつた、同橋は若松驛構内藤ノ木岸壁に沿つて延長約八百米、鐵筋コンクリートの高架橋上には操車線三本を敷設して筑豊炭田から殺到する黒ダイヤ列車は機關車ぐるみそっくり收容、石炭は炭車から直接船艀へ奔流せ成つて豊

崩れ込み一日の積込能力實に三萬噸(十五噸積炭車約一千八百輛)といふ驚異の新威力を發揮する

この工事は昨年六月總工費百二十萬圓で着工、本年十一月完成の豫定であつたがその後關西の電力飢饉で若松の重要性を再認識した企畫院並に商工、鐵道兩省がかくしてこの冬の發炭陣危しと資材配給に英斷を揮つて工期三ヶ月繰上げに一決、工事詰負細野組では延人員約一萬人の建設戦士を奮勵し去る二月このかた晝夜兼行の電撃工事を強行したのであるかくて登場した我が國最初のライメン型新鋭積込施設は目下實現途上にある若松港の送炭船三千隻整備計畫と相俟つて京阪神の工場街から燃料兵站線の不安を全く一掃する

昭和系以外は

現状の儘放任か

石炭運賃引上げ問題

運賃、船舶引上げ額の炭價への轉嫁につ

いては昭和石炭のみ認可がありその他に對しては未だに指示がないので最近に至りこれが認可は殆んど絶望視され或は來るべき十月の日本石炭の事業開始迄照狀のまま、放置されるのではないかとみられるに至つた而して大阪石炭統制組合に既にこの運賃の引上等を一部見込んで適正販買價格を算出して當局に至急認可方を申請中であるが、この成行如何は石炭販賣業者今後の動向を左右するものと重視されてゐる(九日)

宇部貯炭激増

日本石炭會社の買入れ價格決定を控へ宇部地方各炭礦の石炭需要は極度に減少し、目下最需期とされる益田用炭さへ取引不活潑の状態にあり、港頭、坑所とも据物貯炭は激増の一途を辿りことに梅雨期に引續き降雨多きため貯炭増加につれてカロリー低下甚だしきものがあり、十月以降の石炭需要期まで持ちこたへて當然來るべき需要を待つことはいへ一方には四千カロリー以下の粗悪炭販賣許可は福岡礦山監督局で原則的に不許可の方針であるだけに目下の据物炭

増加は宇部地方各炭礦の深刻な備みとされこれが成行きを注目されてゐる(日工)

日産化學

火力發電所新設

日産化學工業では福岡縣下の遠賀礦業所に於いて二島炭坑の採炭を積極化しつゝあるが、今回同所における洗炭の際生ずる微粉炭の活用による火力發電所の新設を行ふに決定した、洗炭の際生ずる微粉炭は従來そのまゝ捨てられ累積するに任せられてゐたものであるが同社ではその合理的活用を企圖し設計を練つたもので、新設火力發電所は常時出力一萬キロワットの豫定であるしたがつてその設計技術に於いても汽機汽罐とも多少の特殊設計を必要とするが一萬キロ機二臺(うち一臺は豫備)を先づ施設せんとし工事費四百七十萬圓を計上準備を進めることになつた(日工)

西炭聯加入申込

藤井氏撤回

炭界の新情勢に即應集約企業を計畫した九

州採炭株式会社では筑豊炭田の深坂炭坑を買収して岩崎、新井、土井三坑ととも一年産六十萬噸増産計畫に邁進する體制整備をいそいでいるが、石炭配給統制法の十月一日實施を繞り社長藤井伊藏氏は石炭礦業互助會を脱退しその去就を注目されてゐた矢先アウトラサイダー團體たる西部石炭礦業聯合會に加入を申込み互助會と西部石炭との今後の對立を思はせると共に一方西部石炭聯合會は指定會社設立を前に會長問題を繞り内紛を續ける等の渦中に石炭界の權威者たる藤井氏の入會申込はまず／＼業界に話題を添へ興味を唆つてゐたが、深甚の考慮をばらつた藤井氏は突如西石炭加入申込を撤回したので問題は今後に残されるに至つたが、しかし九州採炭としても何れかの所屬團體會社に加入せざれば經營上支障を來すことになるので西部石炭聯合會指定會社設立後十月一日までには最初の意思通り更に西部石炭聯合會加入を實現するものとみられその動向はまず／＼注目されてゐる(日工)

國策會社設立案

九採より建言

石炭の高度統制遂行に當り現在の消費價格、配給部門の統制から一歩進んで生産統制に移行する必要があり燃料當局に於ても種々調査研究が行はれてゐるもの、未だ具體化の運びとなつてゐないが、生産統制のポイントは九州に於ける中小石炭業者を如何に統制し粗悪炭を防止すると共に資材勞力の重點主義配給を徹底し計畫的増産を完遂するかといふにある、この國家的統制の必要なるに鑑み中小炭業者の中に於いても時局を認識し自ら進んで國家統制に即應且つ自からの活きる途の發見に苦心してゐる向も多いが、その中革新的統制の意圖を有してゐる九州採炭株式會社常務鶴見弘氏はこの程上京し十二日燃料局に於いて東長官と會見し、大要左の如き炭田別合同により特殊國策會社設立案を建言したと傳へられる

鶴見氏の中小炭礦の炭田別資本合同、企業集約案は九州を例にされば、先づ天草、長崎、北松浦炭田、三池、杵島、相屋、遠賀、鞍手、田川、嘉穂、山口等炭田別に資本金業合同を斷行せしめ政府はこれに對し特殊

- 銀行を通じて金融又は投資を行はしめて整理すべきであるとするもので、この結果礦區の整理による可採炭量の増加資材の偏在を防止し資材の一元的配給を可能ならしめる等の増産は期して待つべきものがあるものとするもので、この採掘條件の共通せる炭田別合同の特徴は左の如く擧げられてゐる
- 一、礦區整理による可採炭量の増加
- 一、資材配給の一元的配給が可能なること
- 一、選炭設備の無き炭礦も合同によりこれを使用し得ることとなり炭質向上、炭種の整理が容易に行はれること
- 一、積込み施設、輸送機關が共通となり、能率的輸送と積込経費が軽減されること
- 一、資材の偏在を是正し有効利用が可能なること
- 一、炭壁採掘により増産に拍車をかけること
- 一、粗悪炭を集約し合理的處分の途が拓けること、即ち低温乾燥等を行ひタール、ユートライト等の採取
- 一、勞務者移動防止が充分可能で、これによる増産能率の向上
- 一、資本金合同により剩餘経費が削減され

スト低下が可能なきこと等であるが、然し之が實現には國家が法的根據に基づく強要の必要があり可能性について云々されてゐる (日工)

福岡鑛山監督局の

低品位炭販賣許可

福岡鑛山監督局管内九州、山口各縣下炭礦の低品位炭販賣許可申請は既報の通り二十四炭礦四十三銘柄に及びうち同局で認可したものは東松島炭礦の一銘柄に止まり依然として嚴査方針で臨み申請銘柄の検討を續けてゐるが今度左の二炭礦二銘柄に對し低品位炭販賣を認可した

- △住友忠隈坑の住友忠隈硬(炭薄硝子工場)耐火煉瓦製造用炭
- △矢罐炭礦(日産)矢罐特粉、塩田用炭

なほ同局の石炭並に炭滓(ホタ)に對する認可の主なる條件は左の通りである

- △石炭 直接販賣であること△四千カロリ

に近いきこと△改善の餘地なきこと△用途が塩田用、瓦燒用、湯屋焚用その他止

むを得ざる場合△炭滓(ホタ)埋立用その他の石炭として使用せざるもの△第九條の許可(地方長官の許可を得た水洗業者)を受けたものに販賣するもの (日工)

九州地方石炭輸送

連絡協議會委員會

本年度石炭増産計畫に對する根本輸送對策を樹立する第一回九州地方石炭輸送連絡協議會小委員會は三十日午後一時から福岡縣教育會館會議室で開催、熊本通信局熊谷海事部長、内田鳳、門司鐵道局飯田貨物課長篠田、百合田、渡邊三係官、福岡縣加藤商工課長、福岡鑛山監督局總務部長、同岩崎監理部長、同加野書記官、荒木技師、久保屬出席して各自持参の資料を提供し海陸兩面輸送の圓滑を期し港口、坑所貯炭一掃對策を協議して同三時半散會した、福岡鑛山監督局管内二月以降六月迄の坑所貯炭高は左の通りである

- 二月末七六萬噸△三月末七〇萬噸△四月末九五萬噸△六月上旬末八二萬噸△同中

旬末八〇萬噸△同末七七萬噸

カーバイト配給機構

結局、現状維持か

當局の態度に業者不満

カーバイト製造業者は現行配給の機構行詰まりを打開せんがため既報の如く八月以降の配給から代行機關の設置による配給機構改革を商工省に迫つたが、當局は之れに對し従來の配給業者が失業を來すことを恐れた結果、同案に反對する意向を示したので、結局八月以降の配給は暫定的に現状維持に落着くことになつた

右によりメーカー側としては泣き暇入りとなつた譯であるが、なほ製造業者の一部に於いては現在までの配給不圓滑によつて蒙つた損害は莫大であり、且つこれがため需要者側に與へた影響を看過し難いとして飽くまで配給機構の刷新を要望しつつある

商工當局が右に關してとつた態度は現在の情勢から見て十分その意を諒するが、メーカー側としては斯る事態にまで至りなが

ら尙ほ現状を糊塗せんとする當局の態度には嫌らぬものがあり、頗る明瞭性を缺くとして不満の意を表してゐることは争はれない(九日)

發送電貯炭百萬噸

實現確實化す

日本發送電の七日現在全國貯炭高は九六二、八三二噸(うち不適正三五九、四六三噸)で九月末百萬噸確保の貯炭計畫は實現確實となつた、これは相繼ぐ降雨のため水力系電源の出力増で低能率火力發電所は十五箇所運轉を休止しその他も石炭消費量著しく低減、昨冬一日約一萬噸消費してゐた關西地方の如き目下三千三百噸臺となり、この消費減と送炭増の好條件が重復して一時危まれた貯炭計畫も豫定通り實現可能となつた譯である(日工)

實需を基準に

適正利用を圖る

下半年石炭配給方針

商工省では十五年度下半年(十月―三月)に

一方互助會でも資材部の福岡市進出が決定してなり年内には何れも資材入手の據點を求めて炭界中樞の福岡移動が實現する事となつた

右につき礦業會常務理事原田幾造氏は十四日左の如く語る

福岡移轉はどうしてもやらなければならぬ、全部の引越しが念に出来れば資材關係だけでも近々のうちに移轉する積りで準備を進めてゐる(福日)

送炭若松の底力

船は無くても可

送炭用の汽船は樺太炭輸送のため強制配船され九州關係は七月以來約三割減となり輸送力の不足に一洙の不安があつた、然るに若松港頭の貯炭はこの憂ひを一蹴して七月二十日現在一五〇、一〇三噸、月末一三六、七六八噸(何れも互助會調査)と漸減、汽船が無くても送炭若松はびくもしない頼母しい底力を示した

おける石炭配給方針に關し鋭意協議中であるが、今期の需給は比較的圓滑なるに鑑み重點主義による生産力擴充方針に順應する割當を爲すと共に石炭の適正利用を徹底化する方針を決定、一元的配給機關として十月一日より開業する日本石炭をしてこの方針に基く割當を行はしめることになつた

即ちこの方針によつて前期、前々期の如き供給不足の深刻なる時に際し各種産業によりその比率の差こそあれ實需を無視した強制消費規正による弊を是正し且つ軍需工場、發送電用、製鐵用原料炭、輸出産業等重點配給を徹底せず共にそれ〴〵適正炭を供給するといふ合理的配給を行はんとするもので此結果發送電會社の要求する標準六千カローリ石炭手當も容易となり一方従來強壓追消費規正を強要されるた需要方面に對しても適當なる配給増加が期待されてゐる(日工)

グランド減る

若松港頭の貯炭

夏の炭界に珍現象

若松港頭貯炭は昨今グランド減少し遂に入

これは商工、逓信兩省合作による若松港送炭機帆船三倍増強の英斷が見事に急所をつき若松港重油規正組合加盟船は早くも二千三百餘隻に倍加するに共に重油配給が極めて圓滑となつたので身輕な機帆船がぐんぐん能率をあげて汽船拂底のピッチヒッターとなり貯炭の山を切崩したものと觀測され

この調子で進めば本冬の需要期も送炭陣は大した番狂はせは演じないものと期待されてゐる

増炭獎勵金より

よい方法はないか

小林新 大阪業界の要望 政策へ

小林商相は政綱に於て鐵、石炭の増産を力強く叫んでゐるが果して現状維持で増産持續は可能であるか、補償金は再検討を要することなく勢ひ獎勵金も廢止されるのではなからぬか、値上げは必要でないが實際石炭は資材不足にかゝらば順調に増産を見つゝある一方石炭業者は二重三重の價格を以つ

月十日現在互助會調査では十一萬七千四百八十四噸となつた、これを去月三十一日の十三萬六千餘噸更に四月二十日の十五萬餘噸に比較すると十日こゝに一萬四千餘噸乃至二萬餘噸近く減つて來た譯で不要期の夏の炭界には珍らしい現象である

これは季節を超越した旺盛な需要に依ること勿論であるがそれと共に好天候が續いて送炭機帆船の動きが活潑となり更に乗組員は盆を前にうんと頑張つた結果だと觀測されてゐる

中樞福岡へ移轉

迫る炭界の新體制

若松驛前の高臺に商工會議所の近代建築に並び古風な木造二階建の筑豊石炭礦業會は九州大手筋炭山の元締として炭界史に大きい足跡を残してきたが愈よ迫る炭界の新體制に順應し資材關係から縣廳並に福礦局との連絡緊密化を計る必要に迫られ近く同會を福岡市へ移轉する事に内定、礦業會の跡には日本石炭若松支店と商工會議所別館の建築計畫が進められてゐる

て取引をなし一部において著しい値上りを示した、今回停止令によつて一旦停止、協定値によつて近日中に統一され十月一日よりは日本石炭の手で本格的統制に入らんとしてゐる、増産を見てゐるといつても近時著しい躍進を見たアットサイダーは互助會よりも、互助會は昭和石炭よりも高價で山元相場にて既に三重の相場を示してゐる之が市場に至つては種々な形で現れるに至つた、反面之が群小炭礦の増産となつて現れてゐるのである、獎勵金のこゝまきも等高低にて販賣する業者に多く流れ込む傾向は否定されない情勢にあり、昭和石炭系の大炭礦はこれにより益するところ少く今後の増産は小炭礦よりむしろ昭和系によるこそが望ましいといふ點より見て獎勵金は今や不必要の觀があることされる業界の意見は大炭礦に主力を注ぐべしとなしてゐる、昭和石炭理事大阪支店長川勝康吉氏は語る

昭和石炭川勝氏談

昭和系は昭和十三年九月以降ストツナシである、この二ヶ年間に諸資材は騰貴しこれによるコスト高は大したものだ、獎

勸金がこのコスト高による損失を補填してくれ、はい、のだが、そうはいかんよと語り、業界の意向も同様で奨励金の存在は其意味を失つて居るやうで實際昭和十三年九月に粉炭は一圓九十錢、中塊炭は一圓、塊炭は一圓五十錢の値下げを命ぜられ爾來釘付となつて居る、アットサイダー炭こそこの際押へて昭和炭は全面的に値上げすれば増産はうけ合ひとされるが増産を利潤によつて行はせんとすることは考へものさされるので値上げは頗る困難視される(日工)

指定會社の統制手数料

中小炭礦負擔せず日炭

への販賣價格に加算

石炭配給統制法指定會社たる互助會、西部、宇部、常磐、北海道五石炭會社はいづれも本月末までには創立の運びとなつてゐるが、これ等指定會社の統制手数料は日本石炭會社に對する販賣價格に對し加算することに決定した、燃料局並に日本石炭では統制手数料は日本石炭會社と直接取引を爲す

石炭仲買商を統合

生産と販賣に二大別

日石支店の機構擴充

日本石炭株式會社の十月一日事業開始を前に本支店共々準備を進めてゐるが、筑豊石炭礦業會、石炭礦業互助會の各生産團體九州炭の一手買上げを掌る日石若松支店では福岡縣下に現存の多種の石炭仲買商團體を統合する「單一機關」に經り指定生産團體と販賣機關の二つにはつきり區別して石炭買上げ配給機構を改革統制する方針である従つて現在の石炭配給規則は改正され、日本石炭會社の新しい配給機構下に全部統合される模様である、同時に日石若松支店陣容も現在職員數十名を差當り倍加し分析、檢炭所も併置する、將來は職員約三百名位に大増員、機構を擴充し社屋も新築の計畫で敷地を物色中である、左記重要點につき四方田日石若松支店長談

現在の石炭配給統制規則はいづれ改正されるはずである、日石事業開始と共に販賣機關は一縣二團體の建前だから福岡縣

大炭礦が應當り九錢の日炭統制手数料を負擔するのでこれの均衡上中小炭礦業者も指定會社手数料を負擔すべきであるとしてゐるが、これに對し中小炭礦業者は大炭礦の統制と趣を異にし數量が少い割合に礦主多く統制事務は煩瑣を極め従つて礦主の手數料負擔は大手筋礦主に比し著しく多額となりしかも國家の必要により生ずる礦主の負擔であるを爲し販賣價格に加算すべきであるを主張し結局これが容れられたものである

而してこの手数料を應當り幾らとするかについては各地方により状況を異にするので當然差別があるべきであるが差當つて常磐、北海道の手数料は應當り十三錢としこれを販賣價格に加算することになつてゐる、よつて日本石炭會社の販賣價格もこれに應じ高値となることは必然である(日工)

各地指定會社の設立

本月末には完了

日本石炭會社は豫定通り來る十月一日より

の如き石炭仲買團體の多いものは全部適切な一團體の傘下に集まらねばならぬと思ふ、資格の制限などについてはまだ分らぬ△先掘業者△これを生産團體として日石が一手買上げをする△水掘業團體△販賣業者として取扱ひ一手買上げには入らぬが、販賣指示、値段の交渉など業者と協力する方針△炭質標準△日石として實情に即した別な規格を設定する△銘柄その他△銘柄は差當り併用するやうにならう買上げ値段の決定は中々困難で、間値もいつの間にか市場値段となつてゐるものなどがある、これらをそのまま販賣値段として買上げ算出に入れるかどうかなど研究を要する (大朝)

日炭參與會

機能は縮小

設立極度に遅延

株主たる炭礦業者の意向を日本石炭會社に反映せしめ圓滑なる日炭運用を期す爲め株主を以つて參與の機能についても出来るだ

開業の運びとなつてゐるが、これに先立ち中小炭礦の統制實施機關たる指定會社設立を可及的速かに設立する必要を認め商工省及び日本石炭會社は過般指定會社運営方針並に販賣統制方針を決定、これに基いて各地區別に指定會社設立を急がしめ何れも本月末までには創立する運びとなつた

即ち九州に於いては互助會は現在資本金百萬圓(四分の一拂込)を殘額拂込みを徵收一圓五百萬圓に増資することとし既に近く資金認可申請を行ふことになつて居り西部聯合會も種々内紛を續けてはゐるがこれ亦本月末までには創立の運びとならう、更に宇部石炭聯合會も資本金百萬圓の宇部石炭會社の設立準備を終へ近く資金認可を申請する段取りなり、北海道同交會も亦資本金百萬圓、北海道石炭會社の設立認可申請を爲し資本金百萬圓で常磐石炭會社も廿日資金認可申請を爲してゐる實情であるから各社とも本月末には創立し日本石炭會社と同様十月一日より開業することになつてゐる (日炭)

福岡炭礦資材協議會

あす設立打合

炭礦用資材配給の重點化に伴ひ一元の統制機構を確立する福岡地方資材配給協議會設立については去る二十二日福岡礦山監督局に於いて方針を決定し、九州石炭礦業懇話會常務理事原田幾造氏の手許に於て規約その他の具體案作成を急いでゐるが、出來上つたのでいよいよ二日午後一時から博多商工會議所三階會議室で石炭聯合會常務理事、理事、九州石炭礦業懇話會常務理事原田幾造、柳木仙藏、石炭礦業互助會赤司有三、西部石炭礦業聯合會野見山副會長、宇部礦業組合主事小島成美、同聯合會長梶本吾市、福岡礦山監督局側から岩崎監理部長、加野書記官、久保團等出席して具體案檢討の上協議會を設立することになつた (大毎)

常磐石炭會社

資金認可を申請

常磐地方における中山炭礦の石炭を統制すべく資本金百萬圓常磐石炭會社の創立は大日本炭礦、日曹礦業、妙高企業、重内礦業、高萩炭礦、品川白煉瓦七社が發起人となり過般來創立準備を進めてゐたが本月末統制規則並に定款決定し準備を完了したので三十日正式に設立資金認可を申請した、而してこれが認可は石炭配給統制法に基く國策機關であるから直ちに認可されることは確實であるが拂込み徴收、創立總會開催準備期間を考慮すれば創立總會は八月下旬となる模様である (日燃)

悩み杭木の配給單價

是正と供給量の確保へ

縣林務課で準備急ぐ

増産途上の炭礦の悩みを一掃すべく各礦山監督局管内に協議會を新設して炭礦用資材

の配給機構を確立する事は既報の通りであるが筑豊炭田を控へた福岡縣は特に産炭縣として當面の緊急問題たる杭木配給の圓滑化を期すべく、これは一般資材と切離して縣單位の杭木配給機構を整備すべく縣林務課が中心と成つて準備を急いでゐる

筑豊炭界の杭木消費量は約四百萬石と見られてゐるが最近の需給状況は大幅値上りも品不足も増産の前途に暗翳を投じて居りこの現状打開のため縣木材聯合組合、坑木商組合、石炭生産團體等生産、配給消費の三位一體による新統制機關を設置する方針である

これによつて單價是正と供給量の確保が期せられてゐる、右につき廿五日赤司互助會資材部長は語る

坑木の生産確保のためには生産地に連絡機關を設ける事にならう、その上で需給のバランスがとれない場合は結局供給は割當制を採るのではないかと想像する、また單價については農林省山林局で三大都市の用材協定價格と睨み合せて適正價格を研究中である (福日)

炭積機を改善

本年早々の日發救援炭輸送に血眼の折柄、日發のため若松市が一肌脱いで同市營貨物電車北湊驛岸壁に總工費一萬圓を投じて今春急設した炭積機はその後使用せず立腐れに瀕してゐるので、市運輸課で對策を講じてゐる

北湊驛に廻送の貨車が横開きの場合と同時に荷受けの船廻りのよい場合以外は折角一時間約五十トンの荷役能率を有するコンベヤーの同機も使用不可能で、しかも日發も同所の荷役は見限つてゐる状態であるため運輸課では線路を上げるがピットを設けるか、いづれにしても貨車から直積みのほか切落し炭も荷役出来るやう施設改善の方針である (大朝)

折尾地先の埋立

日發まづ買収

大火力發電所建設か

遠賀郡折尾町地先三十餘萬坪の洞海湾埋立

工事は若松築港會社の手で殆ど九分通り進捗し、各方面の工場、會社が食指を動かしてゐるが、いの一層に日發が買収に成功關係方面の視聽をあつめてゐる

その地域は同町陣原地先の約十萬坪といはれ、坪當りの價格その他は當分絕對に發表せぬといふ申合せになつてゐるといはれ、日發の買収目的は北九州重工業地帯への發達電本部をここに置き、千數百萬圓の巨費を投じて大火力發電所を建設するにあるといふ

しかもその工事は本年内には必ず着工することになつてゐるさうである

この日發の大發電所は若松市が猛烈に誘致運動をなしてゐたものであり、築港會社としては同市當局への氣兼ねから折尾への發電所横取りを極秘に附してゐるわけだが、これをきつかけとして残りの約二十萬坪の埋立處女地には日本化成を以て各各方面から大口の分譲申込みが殺到してゐり、八幡製鐵所を中心とする洞海湾南岸の重工業工場地帯は折尾地先埋立地の活用によつて全く完成され、名實ともに日本一の威容を誇示する日も餘り遠く

あるまい

なほ今回八幡市から再振唱の幡折合併問題に對し折尾側の態度が俄に硬化した一因もこの日發大發電所誘致にまつ成功、ひそりに折尾の活氣が示現されるためと傳へられ、場合によつては水巻、中間の兩炭都と握手提携して獨立の「遠賀市」を建設すべきの論議へ飛出すに至り重工業界の發展飛躍は今後の幡折兩市町の動きに微妙な刺戟を與へるであらうと見られてゐる(大朝)

鑛業戰士に一層の感謝

視察の一條公談

既報一條實孝公爵は四日來飯松隈又五郎氏宅に一泊、五日午前十時半飯塚市外住友忠限鑛業所地下二千尺に藤岡所長、松隈氏らに案内されて下り第七坑左一卸右三延三尺層拂ひまで足を伸ばし産業戰士に激勵の言葉を殘して午後零時半出坑、坑内視察後の感想を次の如く語つた

以前に松島、夕張兩鑛を見たことがあるが、いづれも外來者に見學させるところのみを見せて頂いたので實情を知り得な

かつた、しかし今回は實情を限なく見せて頂き一層の感謝を深めた海軍時代炭鑛は軍艦の大規模のものと思つてゐた、艦底などは水と陸の差だけで排水その他全ての作業がよく似てゐる、今後大いに働かればならぬことを教へられた (大朝)

福岡産報聯が

物資配給部設置

必需品の切符制を實施

福岡縣産業報國聯合會では全國に魁り三十數萬産業戰士のため生活必需品切符制を實施することとなり、同會内に重要物資配給部を設置して先づ切符による砂糖配給を七月分から實施することになつた一人當り配給量は〇・三二五八斤で産報聯配給部で切符を發行し卸商業組合から縣下一千數百の工場鑛山各購買會に配給する方法であるがこれに引續き酒、マッチ、米、味噌、醬油等の必需品全部に及ぼす計畫である(日七)

石炭増産対策

修正要せす

小林商相就任に

事務當局の見解

新内閣により現石炭増産対策は、或は修正をみるのではあるまいかと、各方面に異常な關心をもたれ特に過去に於いて炭價引上げ増産の中心対策として唱道して来た小林商相の就任を見たことからして頗る注目を感じてゐるが、右に關し小林商相は目下のところ尙研究中として表明を避けてゐるが、事務當局の見解としては、現行増産対策については何んも修正の要なきとの意向をもつてゐる。

即ち生産擴充と低物價政策との調和は、今後國防國家體制強化のためには、依然として堅持されねばならぬ課題であつて今日の段階に於いては絶対不可避の対策であり、既に國策として軌道に乗せられたものであるから今これを直ちに變更するが如き筋合のものではない、又内地に於ける増産第一主義の根本原則は、一

二年變更を加ふる要を認めない、従つて増産を阻害する限りに於いては中小礦の整理策を急速に具體化する事は不可能であるとしてゐる(九日)

石炭生産擴充に

高度統制豫想

全國鑛區を整備合同か

石炭礦業生産面に於ける統制は客觀的情勢として可急の速かなる實現が要求されつゝ、あつたにも拘らず、自由主義的經濟機構が原因で今日迄遂行し得ぬところであつたが新政治體制の出現は愈々これが客觀條件を整備すると共に、その實現を熾烈に要求して來て居るため商工省に於いては、右客觀情勢に應ずるべく、石炭生産部門に於ける戰時産業立法即ち重要礦物増産法令の發動による積極的全國鑛區の整理合同工作を漸く眞剣に考慮するの已むなきに立ち至つて居る、然し乍ら今日迄はその積極的工作は、殆んど見られなかつたところであつた政治體制出現に伴ふ本邦經濟の劃期的革新

氣運はいよ／＼急調を以つて進展しつゝ、あり基本産業としての石炭生産は高度統制を要求して來てゐるので、商工當局でも遂に豫てよりの理想課題たる重要礦物増産に基く全國鑛區の積極的整備合同を意圖、戰時石炭生産の完壁を期さんとするこゝになつた模様であるが右本邦石炭生産に關する傳家の實加さも云ふべき戰時立法が愈々發動されることになれば、こゝに本邦石炭生産の恒久對策が確立されることになることは勿論、舊態石炭統制の不備に乘じ突發せる石炭供給危機の彌縫策として階層した所謂一聯の助成金工作また雲散霧消すること必至ともなるので、こゝも右當局の戰時立法發動は全業界に益し稀有の關心を惹起してゐる (日滿工)

濟南を前衛基地に

地下資源を開發

筑豊互助調查員一行來濟

興亞建設は地下資源開發から今や北支はあらゆる困難と惡條件を克服して戰時

下日本の要求する地下資源開發に大きな努力が拂はれ着々所期の目的を果しつゝ、あるが、わが山東もその重大任務の一端を擔つて建設は各方面に大なる進展を見せ、近くは泰安東南新泰縣下に埋藏量實に四十五億トンに達する大炭田を發見、既に三菱礦業の手で開發に着手されて山東省は今や日華の緊密なる提携によつて資源開發のハンマリは高らかに建設譜を奏てつゝ、ある折柄日本の優秀な技術と器材と資本を大陸に移殖して炭礦開發を行つて燃料報國の實を果さうと、この程九州筑豊互助會石炭株式會社の北支那炭礦現地調査員一行五名が北支方面の視察を終つて來濟、目下關係當局の援助の下に山東、江蘇兩省の各炭礦を現地調査に從事してゐる。

一行は互助會(九州中小炭礦會社より成るもの)理事加茂礦業所礦主加茂泰吉、石炭對策委員芳ノ谷炭礦々主荒牧健造、同久野炭礦社長久野保、加茂礦業所礦業部長松永繁松、互助會正野輝美の五氏で奥西院の援助の下に北支の炭礦の調査を行ふもので河北省では北京附近で二ヶ所山東省でも二ヶ所の炭礦を現地踏査によ

切調査、研究の止然るべき箇所を於て内地より器材を取り寄せて早速開發に乗り出すといふ

而して濟南に開發事務所を設置して大々的に炭礦開發を行ふと同時に將來産業都市としての發展を約束せられてゐる濟南の各種工業にとつて不可欠の基礎原料石炭の供給者を目ざしてゐる右について東亞ホテル投宿中の一行を訪へば交々語る

石炭増産が何よりも急務なる今日、吾々互助會ではその有する技術と器材と資本を以て北支に於ける未開發の炭礦を積極的に開發し、でき得る限り澤山の石炭を日本に送るのが吾々の念願で、今回當局の御指導を得て調査にやつて來たわけ、何處の炭礦を經營してゆくかは今は申上げられません。目下調査も大部進んで二三日中に現地に出かけて詳細な調査を行ふ豫定ですが

調査完了の上は出來得る限り速に開發に着手したいと思つてゐる。濟南には開發事務所を設置し前衛基地とする事にならざるや。勿論吾々は利益を度外視して燃料報國の實を果したいと思つてゐる

す。炭礦を開發する外工業都市としその將來の發展を約束せられる濟南に十分なる動力を供給するためにも石炭の増産は不可欠のものであり事業開始の曉は濟南のためにもうんと頑張るつもりです。

(山東日報)

各礦の古銃と機械部分品

交換基本數字を調査

筑豊地方の各炭礦が消費する軸受けその他機械部分品は従來主として直方機械工業組合から供給してゐたのであるが鐵鋼類の統制強化に伴ひ最近入手が非常に困難となり増産途上の山元に暗影を投ずるに至つたこの窮境を打開す互助會事務武内禮藏氏は各礦の古銃と交換に炭礦用機械部分品の優先配給を受ける目的の變つたリング制實施につき商工省當局の考慮を促し一方この基本數字を成るべき各礦の在庫古銃につき互助會で調査を進めてゐる、統制時代に即應するこのリング制が實現するに直方機械工業組合には原料確保の途が開かれ炭礦側は機械部分品が確實に供給されるので一石二

島の名案として當局の断を大いに期待されてゐる。(大朝)

双方の意見聴取

若松港 仲仕賃金は正

若松港石炭仲仕小頭組合から荷主側に要求の仲仕賃金は正は問題の重要性に鑑み五日懸警察部和田警部來若、この日伊藤炭商組合長の歸若を迎へ對策を協議した、荷主側荷役改良委員會および仲仕側代表小頭組合長玉井金五郎氏を交へ若松水上署に招き田上署長原田松村島崎各幹部同席の下に双方の意見を聴取してなほ仲仕賃金状況につき阪神方面を視察した玉井金五郎氏は左の如く語つた。

大阪、神戸、名古屋の石炭仲仕は今年になつて何れも三割の値上げを荷主側と協定した、諸材料も事變前の二倍に暴騰したのに若松港の仲仕賃金は一昨春僅か八分の値上げをしたのみである、斯る状態が續けば仕事の能率が低下する恐れがあり石炭荷役の重要使命を全ふる爲に不都合語つた。

理は飽くまで是正する決心である(福日)

工場用炭に

亞炭三割を混用

商工省利用方法研究進む

商工省燃料局は亞炭協議會を設け今後亞炭の開發利用に對し積極的活動をなさんとし、先づ工業用石炭に三割見當の混入をなすことは可能でありとし専ら利用方法に重點を置いて研究を進め其結果東北地方産より岐阜地方産の方が優良であるといれるに至つた、なほ其他各地方のものも研究される模様である。(日工)

炭鑛用資材の

一元的配給統制

いよいよ實施に決る

石炭の増産計畫を遂行する上には炭鑛用資材の圓滑配給の急務なるにかんがみ、商工省ならびに石炭鑛業聯合會にあつては、これが一元的統制團體を結成すべく過般來協

樺太封鎖炭田

開發會社を設立

年産百萬トンを目標に

さきに政府の命により樺太封鎖炭田の開發に當ることとなつた東拓では現地に調査員を派して事情調査を行つてゐたが、このは右調査完了し目下その開發計畫の具體的準備を進めてゐる、樺太封鎖炭田の埋藏量は約一億トンと推定されこれが開發經營については東拓單獨で當るか乃至は有力炭業者の合同参加にまつことになるかについては未だ政府の方針が決定を見るに至つてゐないので、目下のところ東拓では明後年における年産額百萬トンを目標に開發計畫を進めてをり結局他の有力炭業資本と提携し封鎖炭田開發會社が設立されるものと見られる。(大朝)

互助會北支進出

好條件に恵れた西章邸

炭田近く開發準備に着手

北支山東に殆んど秘められたる炭田が石炭

鑛業互助會の手によつて資源開發線上に躍り出さんとしてゐる、互助會石炭對策委員加茂泰吉、荒牧健造、久野保氏等の一行は本月初旬來燕し、興亞院華北連絡部を始め北京濟南の各關係當局の指示を受け詳細なる打合せの後去る十八日より山東省明水の南十二キロの地點を中心とする西章邸炭田一帯を踏査してゐたところ、この程調査の概略を齎らすに至つた、右によれば、炭田面積ざつと三萬坪、推定埋藏量一億噸にして炭質は良好と見られてをり而も北支の石炭開發上第一條件とする輸送路も同炭田は膠濟線濟南驛から明水驛まで五十一キロ餘更に明水から炭田へは十二キロといふ地點にあるので治安上も交通上も甚だ有利である、唯この一帯は從來支那一流の土法採掘による關係から目星しき設備は皆無状態にあり勢ひ大量採掘を目指せば資材の供給を得たる上應急設備をなすことが喫緊の問題で

一行は調査終了後一兩日中北京に引返し興亞院華北連絡部その他に指示を仰ぎ十分検討の後、來月初め歸國し二十日頃にかけて大舉再び現地に乘出し開發準備に着手する

豫定であること、これによりて無盡と呼ばれる北支炭田に互助會基礎地が築かるべく獨特の實行力と共にその開發過程が各方面から頗る注視されてゐる。(福日)

ブル平準化

炭價日炭引上か

當局乘せられる恐れ

日本石炭會社では十月一日の開業を控へブル平準化炭價の算定準備を進めてゐるが昭和石炭の炭價引上げ意向が日本石炭に強く反映し高カロリー、粘結性炭即ち原料炭の買上げ價格は相當の高値とし又販賣價格も相當大巾の値上げを斷行し以つて價格の方面からのこれ等特殊必要炭の増産を圖らんとしてゐる。

ブル平準化炭價は當然從來優良炭にして低廉であつた昭和系の石炭を當然或る程度引上げとする一方、互助會その他アウトサイダー炭の高値は引下げられることは當然であるが、日炭内部にはこれを機會に最近の生産費高をカバーする爲め

に總平均炭價を幾分でも引上げんとして
るものである

然しながら買取補償金の性質よりすれば總
平均炭價に於いては一錢下りとも高値たる
こと許されず商工當局としては嚴に炭價
高を抑制せんとしてゐることは事實ではあ
るがプールの平準化の基礎資料は何と云つて
も昭和石炭が握つてゐるのであるから商工
當局としてもこれを抑制する根據に乏しい
關係からこの隙に乗ぜられる危険は多分に
在りかゝる日炭内部の炭價引上げ意向はき
はめて遺憾なるものがある (日工)

指定會社

來月中旬創立

西部炭聯總會

西部石炭礦業聯合會臨時總會は二十七日午
後二時十分から福岡市教育會館三階會議室
で開催、來賓として日本石炭會社勝原宇部
支出長、小野田若松支店次席外二名、會員
約百五十名出席の上開會に先立ち東方遙拜
皇軍將兵感謝並に英靈に黙禱を捧げて開會

低品位炭

取扱一手引受

互助會が行ふ

四千カロリー以下灰分四五%以上の低品位炭
取扱に就て福岡山監督局管内山口、九左
各縣下業者の許可申請は廿四山、四十三鈔

この程會長を辭任した田中仙之介氏より辭
任挨拶について指定會社設立に至る経過報
告に引續き指定會社の業務運用の説明を行
つたのも野見山副會長議長席につき
指定會社設立方法についてさきの評議會
の決定事項による設立委員選出をはかり
佐賀、長崎、熊本、山口、糟屋、筑豊の
各地方支部より二十名の委員を選出し同
委員によつて同會社資本金並に創立總會
會社名などを決定することに一任し午後
七時過ぎ散會したが資本金は百五十萬圓
社名は西部石炭礦業株式會社(假稱)本省
に申請の上認可を俟つて來る八月中旬創
立總會を開くことになるものと見られて
ゐる (日工)

萊蕪線(濟南東南)

良質の炭田

日鐵が發見

山東省内における地下資源は現在重工業の
重要性加重に伴ひ各方面の注目の的となつ

てゐるが今回萊蕪線(濟南東南方八〇キロ)
を中心とする東方九キロ、西方十五キロ、
南方十三キロ、北方三キロ、二十三平方里
の廣大なる地域に亘つて日鐵調査部が皇軍
援助の下に約半年を費して調査の結果、
埋藏推定量二億噸に及ぶ大炭田を發見、目
下之が開發に着手準備を進めてゐるが
右の石炭の品質は強粘結性有煙炭にして
コークス原料として使用されるもので近
く日鐵の手により採炭を見るべくこれが
成果は大きい期待されてゐる、なほ萊蕪
北方三キロ一帯には褐鐵礦も産出、鑛石
は殆ど馬鈴薯状のものにして品質は六十
パーセントを含有する優秀なもので目下
關係方面においてこれが開發につき研究
を進めてゐる (日工)

日本炭業が

寶珠山炭鑛獲得

東京市丸の内郵船ビル内日本炭業株式會社
(社長橋上保氏)は年産百萬噸増産計畫の實
現を目指し筑豊炭田に於いて礦區の買収に
着手し、先づその手初めに福岡縣朝倉郡寶

珠山村小石原寶珠山炭礦(伊藤傳右衛門氏
所有)の全株を肩替りしその經營權一切を
同系福岡縣嘉穂郡上山田村上山田炭礦に移
動したが、寶珠山炭礦は年産十五萬噸礦區
面積二百四十四萬餘坪、筑豊炭一等炭に匹敵
する炭質で優良炭として將來有望炭田とさ
れてゐる

鑛業權者は伊藤傳右衛門氏なるも石炭販
賣は古河鑛業で扱はれてゐたが、日本炭
業移讓後の資本關係は橋上鑛業、中山製
鋼、味の素三社となつてなり今後の動き
は注目されてゐる

なほ從來寶珠山炭礦は西部鑛業聯合會加盟
炭礦であつたが今回の移動により石炭鑛業
互助會に加盟することになつた(日工)

商工省異動

商工省の人事異動は左のごとく内定、閣議
を経て二十四日發令された

- | | | |
|---------|-------|-------|
| 物價局長(兼) | 牧 | 楢雄 |
| 監理局長 | 辻 | 謙吾 |
| 織維局長 | 山形縣知事 | 石黒 武重 |
| 織維局長(兼) | 鑛産局長 | 小金 義照 |
| 鐵鋼局長 | | |

- | | | |
|----------|-----------|-------|
| 機務局長 | 鈴木 英雄 | |
| 鑛産局長 | 貿易局第二部長 | 菱沼 勇 |
| 機務局長 | 貿易局第一部長 | 堀 義臣 |
| 振興部長 | 振興部長 | 妹川 武人 |
| 東京鑛山監督局長 | 東京鑛山監督局長 | 大島 永明 |
| 貿易局第一部長 | 文書課長 | 豊田 雅孝 |
| 貿易局第二部長 | 會計課長 | 山本 茂 |
| 文書課長 | 振興部勤務 | 神田 遼 |
| 總務局總務部長 | 總務局生産擴充課長 | 岡松成太郎 |
| 會計課長 | | |
| 勇 退 | | |

- | | |
|-----------|-------|
| 物價局長 | 新倉 利廣 |
| 鐵鋼局長 | 塩谷狩野吉 |
| 貿易局第二部長 | 衣川 毅夫 |
| 仙台鑛山監督局長 | 酒井 喜四 |
| 燃料局第一部長 | 波江野 繁 |
| 燃料局第二部長 | 宮田 忠雄 |
| 燃料局第三部長 | 津田 廣 |
| 燃料局第四部長 | 瀧 信二 |
| 燃料局第五部長 | 立花 俊一 |
| 燃料局第六部長 | |
| 燃料局第七部長 | |
| 燃料局第八部長 | |
| 燃料局第九部長 | |
| 燃料局第十部長 | |
| 燃料局第十一部長 | |
| 燃料局第十二部長 | |
| 燃料局第十三部長 | |
| 燃料局第十四部長 | |
| 燃料局第十五部長 | |
| 燃料局第十六部長 | |
| 燃料局第十七部長 | |
| 燃料局第十八部長 | |
| 燃料局第十九部長 | |
| 燃料局第二十部長 | |
| 燃料局第二十一部長 | |
| 燃料局第二十二部長 | |
| 燃料局第二十三部長 | |
| 燃料局第二十四部長 | |
| 燃料局第二十五部長 | |
| 燃料局第二十六部長 | |
| 燃料局第二十七部長 | |
| 燃料局第二十八部長 | |
| 燃料局第二十九部長 | |
| 燃料局第三十部長 | |
| 燃料局第三十一部長 | |
| 燃料局第三十二部長 | |
| 燃料局第三十三部長 | |
| 燃料局第三十四部長 | |
| 燃料局第三十五部長 | |
| 燃料局第三十六部長 | |
| 燃料局第三十七部長 | |
| 燃料局第三十八部長 | |
| 燃料局第三十九部長 | |
| 燃料局第四十部長 | |
| 燃料局第四十一部長 | |
| 燃料局第四十二部長 | |
| 燃料局第四十三部長 | |
| 燃料局第四十四部長 | |
| 燃料局第四十五部長 | |
| 燃料局第四十六部長 | |
| 燃料局第四十七部長 | |
| 燃料局第四十八部長 | |
| 燃料局第四十九部長 | |
| 燃料局第五十部長 | |
| 燃料局第五十一部長 | |
| 燃料局第五十二部長 | |
| 燃料局第五十三部長 | |
| 燃料局第五十四部長 | |
| 燃料局第五十五部長 | |
| 燃料局第五十六部長 | |
| 燃料局第五十七部長 | |
| 燃料局第五十八部長 | |
| 燃料局第五十九部長 | |
| 燃料局第六十部長 | |
| 燃料局第六十一部長 | |
| 燃料局第六十二部長 | |
| 燃料局第六十三部長 | |
| 燃料局第六十四部長 | |
| 燃料局第六十五部長 | |
| 燃料局第六十六部長 | |
| 燃料局第六十七部長 | |
| 燃料局第六十八部長 | |
| 燃料局第六十九部長 | |
| 燃料局第七十部長 | |
| 燃料局第七十一部長 | |
| 燃料局第七十二部長 | |
| 燃料局第七十三部長 | |
| 燃料局第七十四部長 | |
| 燃料局第七十五部長 | |
| 燃料局第七十六部長 | |
| 燃料局第七十七部長 | |
| 燃料局第七十八部長 | |
| 燃料局第七十九部長 | |
| 燃料局第八十部長 | |
| 燃料局第八十一部長 | |
| 燃料局第八十二部長 | |
| 燃料局第八十三部長 | |
| 燃料局第八十四部長 | |
| 燃料局第八十五部長 | |
| 燃料局第八十六部長 | |
| 燃料局第八十七部長 | |
| 燃料局第八十八部長 | |
| 燃料局第八十九部長 | |
| 燃料局第九十部長 | |
| 燃料局第九十一部長 | |
| 燃料局第九十二部長 | |
| 燃料局第九十三部長 | |
| 燃料局第九十四部長 | |
| 燃料局第九十五部長 | |
| 燃料局第九十六部長 | |
| 燃料局第九十七部長 | |
| 燃料局第九十八部長 | |
| 燃料局第九十九部長 | |
| 燃料局第一百部長 | |

本會記事

●重役會並理事會

八月二十日午前十時より本社會議室に於て開催、中島相談役、山本社長、野上名譽會長、武内專務、末吉、金丸、中島、松尾、三崎、橋上、代、木會、田籠、有江、西本、上田、西田各重役、和才、美川、吉原、加茂、風戸各理事出席、左記議題につき協議した。

議 題

- 一、株式未拂込金徴收並に増資申請に關し關係當局との交渉経過報告
- 二、同件に關する協議事項
 - イ、未拂込金徴收の件
 - ロ、右株式割當方法に係る件
 - ハ、右拂込期日に係る件（右認可八月二日附なるにより八月末日迄に拂込完了を要す）

- ニ、増資四百萬圓（四分の一拂込）に係る件
- ホ、右株式割當方法に係る件
- ヘ、右拂込期日は株主總會の協議により正式に申請手續のこと

三、會社擴充に關する具体案

- イ、常勤幹部招備の件
- ロ、社員増員の件
- ハ、各地方別に出張員駐在の件
- ニ、必要市場に連絡員駐在の件

四、石炭品位取締令に關し當局との交渉頭末報告並に向後 の對策

- 五、資材（坑木を除く）配給一元化に關し商工省當局指示事項對策

六、坑木配給統制組合創立に關し縣當局（農林省關係）指示

事項對策

七、新入會々員報告

以上

●臨時株主總會

八月二十一日午後一時より若松商工會議所に於て開催、株主總數百三十九名中（二万株出席者八十九名（此の株數一八、五五三株）定刻山本社長議長席に着いた。

議 題

- 一、株式未拂込金徴收並に増資申請に關し關係當局との交渉経過報告
- 二、右件に關する協議事項
- 三、石炭品位取締令に關し當局との交渉頭末報告並に向後の對策
- 四、資材（坑木を除く）配給一元化に關し商工省當局指示事項對策
- 五、坑木配給統制組合創立に關し縣當局（農林省關係）指示

事項對策

△資材配給部會（嘉穂部會）

七月十三日博多商工會議所に於て開催、手島、早間係員出席。

△資材配給部會（山口部會）

今回山口部會を設置七月十八日山口市に於て初部會を開いた。町田、岩崎兩係員出席した。

△第十一回購買研究會

七月二十二日本社會議室に於て開催した。

△鑛山用物資配給協議會

八月二日午後一時博多商工會議所に於て開催、全炭礦用度係員出席。資材部よりは赤司課長、町田、手島、早間岩崎、馬場出席した。

△米設配給に關する協議會

八月五日若松商工會議所に於て開催、赤司課長外出席。米穀日報様式變更の件其他に就き打合を行つた。

△第十二回購買研究會

本社會議室に於て開催した。

△日石提出書類に關する事務打合せ

七月十二日若松商工會議所に於て開催、各炭坑係官出席

△地方部會

本月は七月十五日より順次開催、各部會を通じ野見山係員出張した。

- 十五日 西川部會 芦屋、山鹿屋
- 十六日 遠賀部會 「新玉」

- 十七日 飯塚部會 「〃〃〃」
- 十八日 上嘉穂部會 上山田「大山」
- 十九日 田川部會 後藤寺町「町役場」

△石炭船運賃協定協議會

八月三日若松石炭商組合に於て開催され、丹生係員出席した。

△十日會

八月十日炭商組合にて開催、鐵道棧橋變更に關し下打合を行つた。本會より丹生、丸山兩係員出席。

石炭鑛業權設定

(自昭和十五年四月二日 至同 年四月十二日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 七四〇	直方市	三二、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡千手村 久家 カツヨ
〃 七四一	鞍手郡笠松村山口村	三、九〇〇	福岡市今泉町五丁目 塚本・卯吉 外一人
〃 七四二	朝倉郡寶珠山村小石原村	九六、四〇〇	福岡縣遠賀郡中間町 寶珠山鑛業株式會社
〃 七四三	同郡秋津村熊本市	三九、〇〇〇	佐世保市保立町 吉原 フヂ 外二人
〃 七四四	同郡秋津村飯野村廣安村	九六、〇〇〇	同 同
〃 七四五	北高來郡小江村深江村並ニ海面小野村地、海面	九五、〇〇〇	東京市赤坂區新坂町 花田 卯造 外一人
〃 七四六	朝倉郡夜須村筑紫郡山家村	九〇、〇〇〇	八幡市尾倉 芳川 命照 外一人
〃 七四七	同郡夜須村	八三、〇〇〇	同 同
〃 七四八	宇部市地先海面	八六、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目 宇部 礦業株式會社
〃 七四九	天草郡福運木村櫛字土村都呂々村	五、八〇〇	下關市關後地村 榊 本、宗之進
〃 七五〇	北松浦郡南田平村田平村並ニ海面	八九、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通 石原産業海運株式會社
〃 七五一	東彼杵郡下波佐見町川棚村	九七、〇〇〇	福岡市大名町一丁目 高 須 重彦
〃 七五二	北松浦郡中野村並ニ海面	五八、〇〇〇	鹿兒島市横川町二丁目 吉村 秀明 外二人
〃 七五三	熊毛郡南種子村中種子村	九七、〇〇〇	大阪市東區今橋二丁目 和田 繁雄 外一人
〃 七五四	杵島郡南有明村錦江村龍王村	九九、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 久恒 得郎 外一人
〃 七五五	北松浦郡南由平村	一三、〇〇〇	佐世保市折橋町 永田九右衛門外一人
〃 七五六	若松市並ニ海面	八四、〇〇〇	宇部市沖字部 藤 田 勝 人
〃 七五七	粕屋郡多々良村香椎村箱崎町並ニ海面	九四、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
〃 七五八	同郡多々良村香椎村	九四、〇〇〇	同 同
〃 七五九	鞍手郡西川村	九三、〇〇〇	宇部市沖字部 桂 桃一 外一人

熊本	天草郡宮野河内村並ニ海面	延岡市	佐藤年保
熊本	八代郡金剛村下松求麻村高田村	東京市麻布區竹井町	木和田彌太郎
熊本	天草郡一町田村宮津村並ニ海面	同市麻布區永坂町	原田茂子
長崎	東彼杵郡折尾瀬村	長崎縣北松浦郡世知原村	大田長市
福岡	八女郡星野村笠原村	小倉市米町七丁目	坂田稻吉 外人
福岡	若松市並ニ海面	宇都市沖字部	藤田勝人
福岡	筑紫郡春日村安德村日佐村	福岡縣筑紫郡日佐村	太田文雄 外人
福岡	同郡岩戸村春日村日佐村安德村	同	同
福岡	田川郡川崎町嘉穂郡山田町	東京市麴町區丸ノ内二丁目	野上鑛業株式會社
福岡	糟屋郡志賀島村和白村並ニ海面	栃木縣上都賀郡日光町	清水秀
山口	三池郡銀水村	大阪府北區堂島濱通一丁目	三池炭業株式會社
佐賀	豊浦郡豊東村岡枝村	福岡縣北松浦郡藤寺町	高光小太郎 外人
佐賀	杵島郡住吉村	長崎縣北松浦郡調川村	柴田牛次
佐賀	小城郡三日月村	佐賀縣藤津郡久間村	山口慶八
佐賀	同郡小城町	同縣杵島郡武雄町	山口慶八
佐賀	西松浦郡伊萬里町大坪村	同	草場淺市
長崎	北松浦郡御厨村江迎村	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北松炭礦株式會社
長崎	同郡小佐々村	同	三菱鑛業株式會社



炭界日誌

福井生

七月十一日 木

△逓信省では石炭運賃に關する運賃の一部を改正した。

七月十二日 金

△燃料局分課規則改正(日炭監理によるもの)は豫算の爲實行困難と見られてゐる。

七月十三日 土

△商工省物價局では滿洲炭の値上を認めない方針を取り、内地輸入については種々面倒な問題が起るものと思はれる。

七月十四日 日

△燃料局の調査によれば炭坑稼働者一人當採炭量は低下しつつありとの事である。

七月十五日 月

△三菱鑛業では八月一日から九州炭礦合併する事になつた

△大阪安治川筋の石炭仲仕三百名、名古屋に移行したと傳へられる。

七月十六日 火

△上京中の赤司資材課長歸社した。

七月十七日 水

△石炭鑛業聯合會では炭礦用資材の一元配給統制が正式決定したので近く實施することになつた。

七月十八日 木

△商工省亞炭協議會では工業用石炭に三割の亞炭を混用せしむべく研究中である。

七月十九日 金

△機帆船の遠航により名古屋地方に九州炭が著しく増し全

量の七〇パーセントを示した。

七月二十日 土

△武内事務、風戸主事歸社した。

七月廿一日 日

△第二次近衛内閣成立今日親任式が舉行せられた、商相は小林三三氏。

△日本石炭買入販賣價格要綱が内定した。

七月廿二日 月

△北支の日華合辦中國法人井陘炭坑股份有限公司が創立され、北支炭開發は活潑化せんとしてゐる。

七月廿三日 火

△大阪市では石炭仲仕の不足に對し割増金制度の外に奨励金制度を設くる事になつた。

七月廿四日 水

△大阪石炭協會取扱にかゝる二號炭の收拾を日本石炭に於て管理するものと見られてゐる。

七月二十五日 木

△福岡縣林務課では坑木單價の是正と、供給量の確保に方

全の策を樹立中である。

七月廿六日 金

△年産百万吨を目標に樺太封鎖炭田の開發會社を設立が内定した。

△本社橋本、安西兩課長上京した。

七月廿七日 土

△石炭増産に高度統制が豫想せられ、全國の鑛區整理合同が取上げられるのではないかと見られてゐる。

七月廿八日 日

△常磐石炭會社の設立資金認可の正式申請をなした。

七月廿九日 月

△日本石炭ではプール平準化炭價の値上げにつき考慮してゐるとの報が傳つた。

△武内事務、福鑛局を訪問した。

七月三十日 火

△福岡縣教育會館に於て九州地方石炭輸送連絡協議會委員會が開催された。

△炭坑用坑木配給組合創立準備委員會、福岡縣廳に於て開

催、赤司課長出席した。

七月卅一日 水

△若松警察署では經濟警察主催の下に石炭専門協議會を開催の豫定である。

八月一日 木

△石炭販賣取締規則に代はるべき石炭配給調整規則が公布された。

八月二日 金

△日發福岡出張所この度支店に昇格した。

八月三日 土

△燃料國策研究會臨時總會、液体燃料に關し協議した。

八月四日 日

△古田慶三氏等、北海道炭礦視察の爲出發した。

△若松北湊の炭積機の改善することになつた。

八月五日 月

△福岡地方鑛業報國聯合會に附屬されることになつてゐる技術協議會は中央の意向で分離されるものと思はれる。

△西部石炭聯合會では日石指定販賣會社設立委員會を福岡

十五銀行ビルに於て開催した。

八月八日 木

△西部石炭聯合會に加入申込を藤井伊藏氏は撤退したと言はれる。

八月九日 金

△北支河南省焦作鑛區整理施行委員會訪日視察團一行が炭坑視察の爲來朝した。

△若松石炭卸商組合は合石に合流するものと見られてゐる

八月六日 火

△樺太炭の鮮内移入につき更に配船を増加した。

八月七日 水

△商工事務當局では商相更迭しても、石炭増産對策修正要せずとの意向である。

八月十日 土

△樺太炭調査の爲近く商工、鐵道、逓信、厚生、拓務、企畫の關係官よりなる大調査班を組織出發する事になつた

八月十一日 日

△武内事務、要務を帯びて上京した。

△宇部貯炭激増して成行を注目されてゐる。
八月十二日 月

△思惑配の爲、中小炭山坑所貯炭漸増し當局の取締が希望されてゐる。

會員炭坑異動

新入會ノ部

炭 礦 名	所 在 地	電 話	經 營 者	入 會 月 日
日尾炭坑	佐賀縣西松浦郡山代町		江代茂吉	七月十日
歌ヶ浦炭坑	長崎縣北松浦郡鹿町村		久良知重彦	七月十日
三河内炭坑	長崎縣東彼杵郡折尾瀨村		林昌義	七月十日
寶滿炭坑	嘉穂郡幸袋町字永江		辻村彌三郎	七月十八日

(八月十日現在百七十五坑)

退會シタル分

炭 礦 名	所 在 地	經 營 者	退 會 理 由	退 會 月 日
第一筑前炭坑	嘉穂郡稻築村	西田隆男	採掘終了	七月六日
前號後藤炭速坑	トアルハ(衛藤藤炭速坑ノ誤マ)			

編輯後記

本誌は去る二十一日の株主臨時總會により愈々増資案を可決し、資本金五百萬圓の會社となり、職員も約現在の五倍の二百五十名に増加する事となつた。機構も之を機會として、總務、統制、業務、經理、金融、販賣の六部となり、部の下に十五課を設け東京、名古屋、大阪、廣島、佐世保、宇部の六地方に支店及出張所を置き、實に對期的擴大と轉換が行はれる。益々我々の責務大なるを覺える。

近衛新政治体制は愈々設立委員の顔振れが決定し、國際的國內的大轉換に即應して大なる改革が成されることとなつた。經濟體制も之に應じて従來より以上に高度の統制と編成變へが行はるゝであらう。石炭政策も日本石炭初め其指定會社の設立により十月一日よりの開業により、新しき出發がなされるが、近衛新体制の成立後に於て尙一步進んだ石炭統制が行はるゝであらうことを豫想せざるを得ない。

近衛新体制は多くの民間エキスパートの參加を期してゐるに傳へられる。之は是非實踐せらるべき必要がある。従來の様な新しき政策の樹立又は實踐が官僚又は官僚出身者等のみより牛耳られては形式主義で拙劣で悔を百年の後に胎すであらう。石炭政策にしても然り。充分我々の意見を聽きて後に政策を樹立して貰ひたい。

本誌は昭和十一年九月創刊以來本号を以て滿四歳を數ゆるに至つた。編輯子も創刊以來幸ひ其の任を完ふし今日に至らしめた事を愉快に思ふ。そして其間寸暇を割いて執筆賜りし諸氏に對し感謝の意を表する次第である。(X i 生)

訂正
前號編輯局長本部長の増産獎勵金交付規則解説中左の通り誤りあり筆者並に讀者にお詫び申上げます

頁一行	誤	問題	正
一〇六	同題	一草題	
二二	合制	分制	
三十四	さか	か	
三十四	か	か	
三十四	か	か	

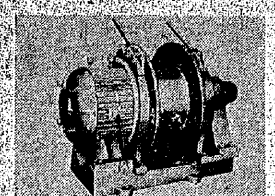
互助會報・第五卷・第八號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

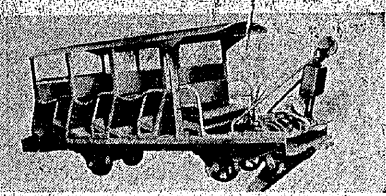
昭和十五年八月二十四日印刷納本
昭和十五年八月二十八日發行
若松市本町二丁目
石炭礦業互助會
發行人 風戸道康
編輯人 若松市堺町三丁目
印刷人 吉田万造
若松市堺町三丁目
印刷所 吉田印刷所
電話 六五二番

發行所 福岡縣若松市本町二丁目
石炭礦業互助會
電話 四七六番
七〇九番

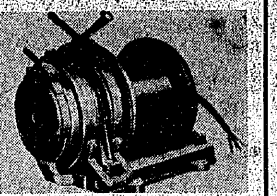
昭和十五年四月七日第三回臨時總會決議可
昭和十五年八月二十四日印刷
昭和十五年八月二十八日發行
石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會



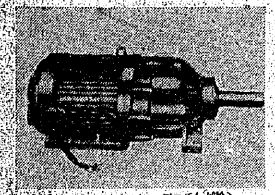
(小型萬能捲)



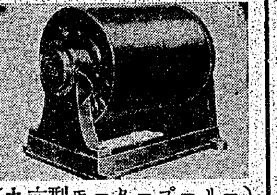
(人車急救車)



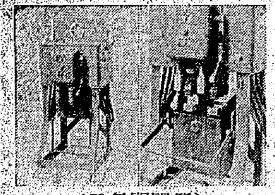
(九六型捲)



(コンベヤー電動機)
GX-N-S型



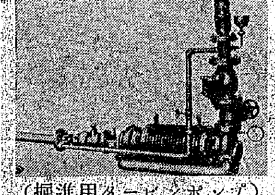
(九六型モーターブロー)



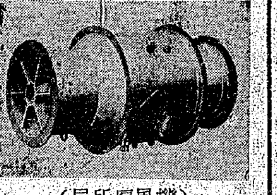
(電氣開閉器)



(コードドリル)
耐爆型 3/4馬力



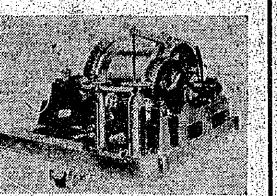
(掘進用ターボポンプ)



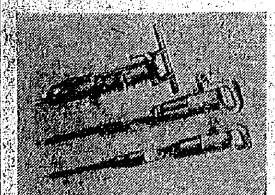
(局所扇風機)



(空氣壓縮機)



(大型電氣捲)



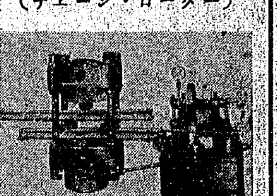
(ロック・ドリル
ヒツク・ハンマー)



(チェーン・ローダー)



(ベルトローダー)



(水壓式レール彎曲機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式會社 谷 商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話代表 三九三一番

ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

- 代理關係
- 西部電氣工業株式會社
 - 獨乙フロッツマン社鑛山機械
 - 獨乙製鋼株式會社
 - 瓜生製作株式會社
 - 日本S.K.F.興業株式會社
 - 大隈鐵工所工作機械
 - 東京衡機製造所
 - 藤川鐵工所木工機械
 - 藤村機械製造株式會社
 - 草場計器製作所
 - 日本機械製鐵株式會社
 - 福島鐵製造所トシボ
 - 江崎鐵工所プレス類
 - 栗村製作所ポンプ
 - 日立製モータードリル類
 - 山本商會工作機械
 - ハツカ商會機械部
 - 關西鑄鐵所
 - アルフレットヘアート
 - 植田鐵工所齒車
 - 毛利製作所齒車